

野辺地町 第2期地域福祉計画

令和8年3月
野辺地町

目 次

第1章 地域福祉計画について	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
(1) 社会的背景・目的	3
(2) 地域共生社会の実現	4
2 地域福祉に関して	5
3 計画の位置づけ	6
(1) 法的位置づけ	6
(2) 野辺地町における地域福祉計画の位置づけ	7
(3) SDGsの理念	8
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	9
(1) 包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会の開催	9
(2) アンケート調査の実施	9
(3) パブリックコメントの実施	9
第2章 野辺地町の状況	13
1 人口の状況	13
2 世帯の状況	14
3 子どもの状況	15
4 要支援・要介護認定者の状況	18
5 障がい者・難病患者・自立支援医療費受給者の状況	19
6 経済的支援の必要な世帯の状況	20
7 社会福祉協議会の状況	21
8 自治組織の状況	21
9 民生委員・児童委員の状況	21
10 地域保健、地域福祉で活動する人の状況	22
11 ボランティア活動の状況	22
12 地域福祉の拠点の状況	23
13 アンケート調査からみる状況	24
(1) 住民アンケート調査	24
(2) 地域関係者意識調査	31
第3章 基本方針	39
1 基本理念	39
2 基本目標	39
3 計画の体系図	40
第4章 推進施策	43
基本目標1 明るい社会と福祉の担い手づくり	43
1 福祉の心を育む学習・交流の推進	43
2 地域福祉の担い手の育成	45
3 社会参加と人権尊重による共生社会の推進	48
基本目標2 地域福祉活動の環境づくり	51
1 相談支援体制の充実	51

2	協働による地域福祉活動の推進	53
基本目標3	安心と安全を守る地域づくり	57
1	安全な暮らし、みんなにやさしい住環境の形成	57
基本目標4	より良い地域福祉の体制づくり	60
1	質の高い支援のための連携体制の強化・充実	60
第5章	野辺地町再犯防止推進計画	65
1	計画の趣旨	65
2	計画の位置づけ	66
3	計画の期間	66
4	野辺地町の現状と課題	66
5	重点課題に基づく具体的な取組	69
(1)	連携体制の整備、民間協力者の活動促進、広報・啓発	69
(2)	就労・住居の確保	69
6	分野横断的な取組	70
第6章	計画の推進体制	73
1	推進体制の構築	73
(1)	庁内の連携強化、進捗調査の実施	73
(2)	「野辺地町包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会」の開催	73
(3)	協働体制の強化	73
(4)	地域福祉の気運醸成	73
2	計画の点検・評価・推進体制	73
3	評価指標の設定	74
参考資料		79
1	野辺地町包括福祉ケア会議設置要綱及び高齢者福祉対策部会委員名簿	79
2	計画の策定経過	86

ごあいさつ

国民の3人に1人が65歳以上という状況が近づきつつある高齢化社会の中で、当町においてはさらなる高齢化の波が押し寄せています。また昭和、平成、令和と時代が移り行くにつれ、地域社会を取り巻く環境も大きく変化しており、地域における人と人とのつながりの希薄化により、住民の抱える福祉ニーズは一層多様化・複雑化しています。こうした複合的な課題に対応するためには、公的な支援だけでなく、住民一人ひとりが役割を持ち、互いを思いやり、誰もが孤立せず自分らしい生活を送ることができる地域社会の実現を目指していくことが求められています。



このような中で当町では、町の最上位計画である「まちづくり総合計画」にも掲げている『未来につなげる幸せのまち のへじ』の実現を目指して、地域の皆様が相互に支え合い、元気に安心して暮らし続けることができるよう、令和2年度に「野辺地町地域福祉計画」を策定しております。この度、この第1期計画が5年間の計画期間を終了することから、計画の進捗状況を評価し、近年の国及び県の動向を踏まえた「第2期野辺地町地域福祉計画」を策定し、今まで以上に積極的な地域福祉の推進を目指してまいります。

最後に、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました野辺地町包括福祉ケア会議、高齢者福祉対策部会をはじめ、各関係機関・団体、アンケート調査にご協力いただきました住民及び事業所の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

野辺地町長 野村 秀雄

第1章 地域福祉計画について

第1章 地域福祉計画について

1 計画策定の背景と趣旨

(1)社会的背景・目的

少子高齢化や核家族化の進行により、地域における人と人とのつながりが希薄化し、住民の抱える福祉ニーズは一層多様化・複雑化しています。これまで国では、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野ごとに公的支援制度の整備を進めてきましたが、近年では、介護と育児を同時に担う「ダブルケア世帯」や、障がいのある子どもと要介護の親を抱える家庭など、一つの世帯や一人の住民が複数の課題を抱えるケースが増加しています。その結果、従来の縦割りの支援制度では対応が難しい、いわゆる「制度の狭間」にある世帯への支援が課題となっています。

こうした複合的な課題に対応していくためには、公的な支援だけでなく、地域に暮らす人々が互いを思いやり、支え合う関係づくりを進めることが重要です。住民一人ひとりが役割を持ち、支え合いの中で、誰もが孤立せず自分らしい生活を送ることができる地域社会の実現を目指していくことが求められています。

このような背景のもと、国では平成 28 年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子どもや高齢者、障がい者など、すべての人々が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現を目指す方針を示しました。これを受け、平成 30 年4月に施行された社会福祉法の改正では、市町村が地域住民と行政等の協働により包括的な支援体制を構築することが位置づけられ、地域福祉に関する共通事項を定めた地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

さらに、令和3年4月施行の社会福祉法改正では、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業は、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を柱とし、世代や分野を問わず支援を受け止める仕組みを整えるとともに、地域住民が主体となって課題を把握・解決できる体制の構築を目的としています。

近年では、重層的支援体制のさらなる充実に向けた見直しが進められており、令和7年3月には実施要綱が改正され、事業運営の柔軟化や財政支援の拡充が図られました。また、令和6年には厚生労働省が「地域共生社会の在り方検討会議」を設置し、孤立・孤独の防止や身寄りのない高齢者支援など、新たな地域課題への対応についても検討が進められています。これらの取組は、地域における多様な主体の参画を促進し、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる社会の実現をめざすものです。

このたびの計画策定は、令和2年度に策定した「野辺地町第1期地域福祉計画」が令和7年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「野辺地町第1期地域福祉計画」の進捗状況の評価を行い、「野辺地町第2期地域福祉計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

(2)地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会の事です。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

野辺地町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「野辺地地域福祉計画」は、野辺地町における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

「地域共生社会」の実現に向けた主な動向	
平成 28 年	6 月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定) に地域共生社会の実現が盛り込まれる
平成 29 年	6 月 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布 (平成 30 年 4 月施行)
	9 月 地域力強化検討会 (地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会) 最終とりまとめ
	12 月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知 (策定ガイドライン) の発出
平成 30 年	4 月 改正社会福祉法の施行
令和 2 年	6 月 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
令和 3 年	3 月 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正を通知 「重層的支援体制整備事業」の創設に合わせた策定ガイドラインの改定
	4 月 改正社会福祉法の施行 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が改正
令和 7 年	3 月 重層的支援体制整備事業実施要綱の改正
令和 7 年	5 月 中間検証と今後の制度化検討 「地域共生社会の在り方検討会議」において、5 年後の制度の施行状況を検証する中間とりまとめを公表

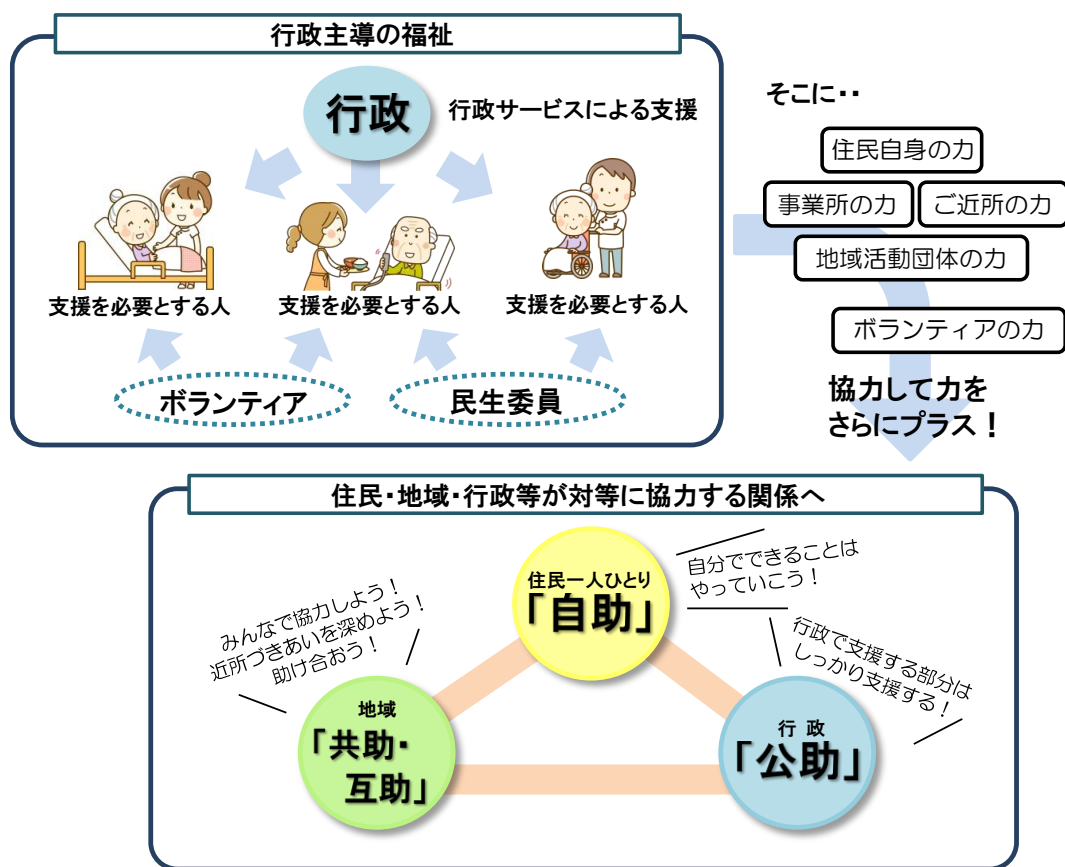
2 地域福祉に関して

地域福祉とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、分野ごとの制度的支援にとどまらず、地域に暮らす住民や地域で活動する団体・事業者、行政が一体となって、地域社会の生活課題を共有し、その解決に取り組むことをめざすものです。

具体的には、支援を必要とする人やその家族が、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、公的サービスの提供に加えて、地域住民によるふれあいや見守り、助け合い、健康づくりなどの支え合いの取組を推進していくことをいいます。

このような「地域での支え合い」をはじめ、住民と行政が協働して地域福祉の推進を図るための方向性を定めたものが、地域福祉計画です。

地域福祉の考え方



自助とは……個人や家族による支え合い・助け合い(自分でできることは自分です)

共助・互助とは…地域社会における相互扶助

(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う)

地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)

公助とは……公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供

(行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

3 計画の位置づけ

(1)法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

改正社会福祉法 抜粋（令和 3 年 4 月 1 日施行）

（ 地域福祉の推進 ）

- 第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

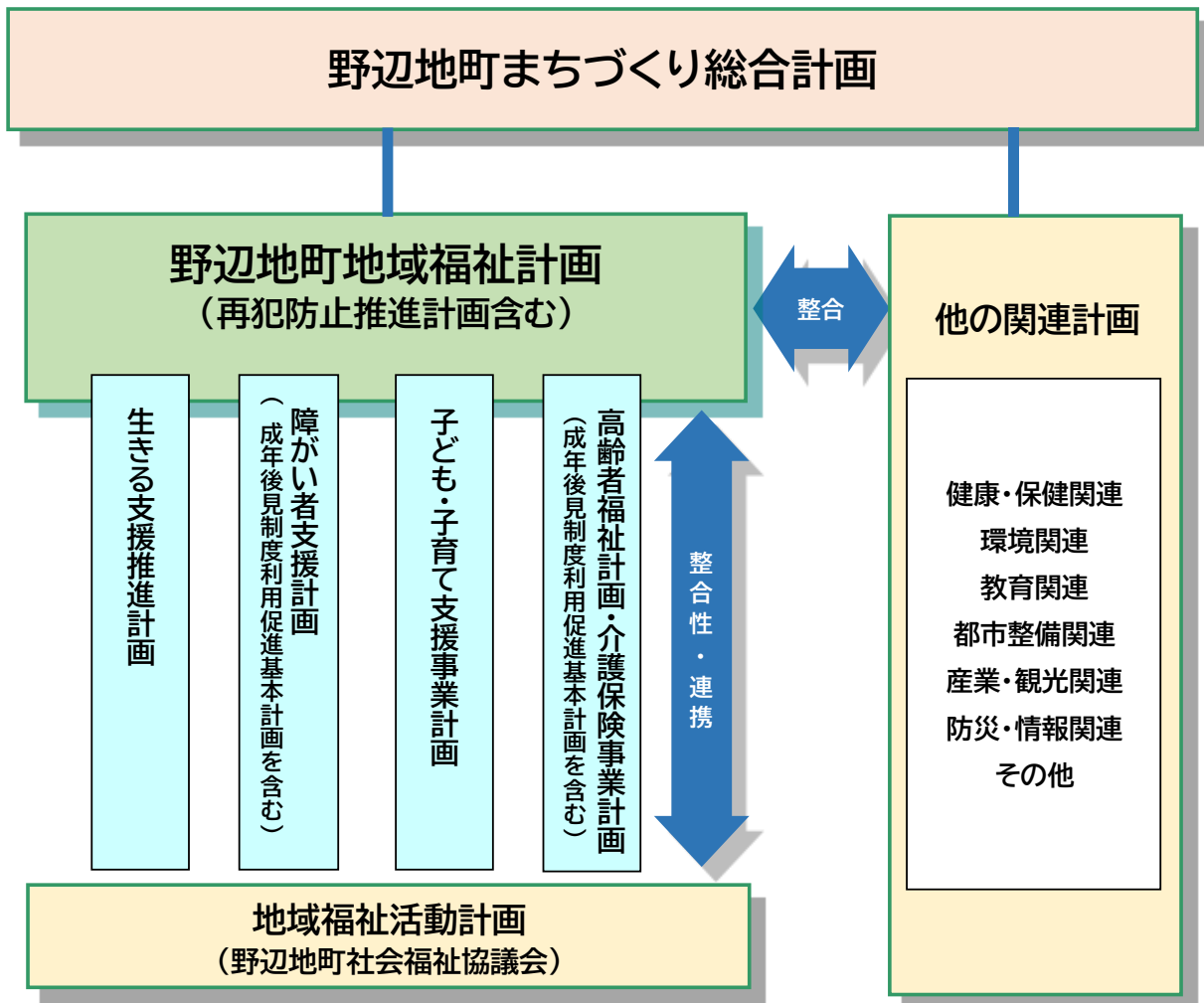
（ 市町村地域福祉計画 ）

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- (1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)野辺地町における地域福祉計画の位置づけ

「野辺地町地域福祉計画」は、「野辺地町まちづくり総合計画」を上位計画とした計画であり、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい者福祉等、他の福祉分野における行政計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画(成年後見制度利用促進基本計画)、子ども・子育て支援事業計画、障がい者支援計画、生きる支援推進計画)等との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

なお、本計画の一部に、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を含みます。



(3)SDGsの理念

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、令和 12 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、最終年度に計画内容を見直し、次期計画を策定する予定です。

	令和 3年度	~	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	~	令和 17年度
第1期	計画期間										
第2期		見直し	計画期間								
第3期							見直し	計画期間			

5 計画の策定体制

(1) 包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会の開催

有識者・関係機関等で構成する「野辺地町包括福祉ケア会議」「高齢者福祉対策部会」において実践的かつ専門的な知見をもって内容の検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

令和6年11月13日から12月6日にかけて以下の調査を実施し、住民、地域関係者の意識を把握しました。

【アンケート調査の実施】

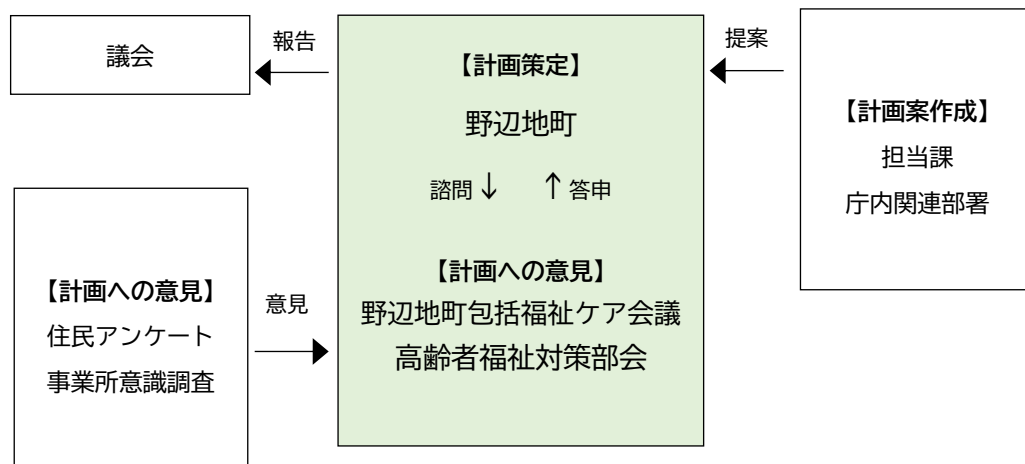
調査の種類	対象	対象数	回収数	回収率
住民アンケート調査	町内に在住する20歳以上の住民	800人	298人	37.3%
地域関係者意識調査	地域関係者	200人	147人	73.5%

(3) パブリックコメントの実施

野辺地町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和8年1月26日から令和8年2月6日まで意見の募集を実施しました。

◆計画の策定体制



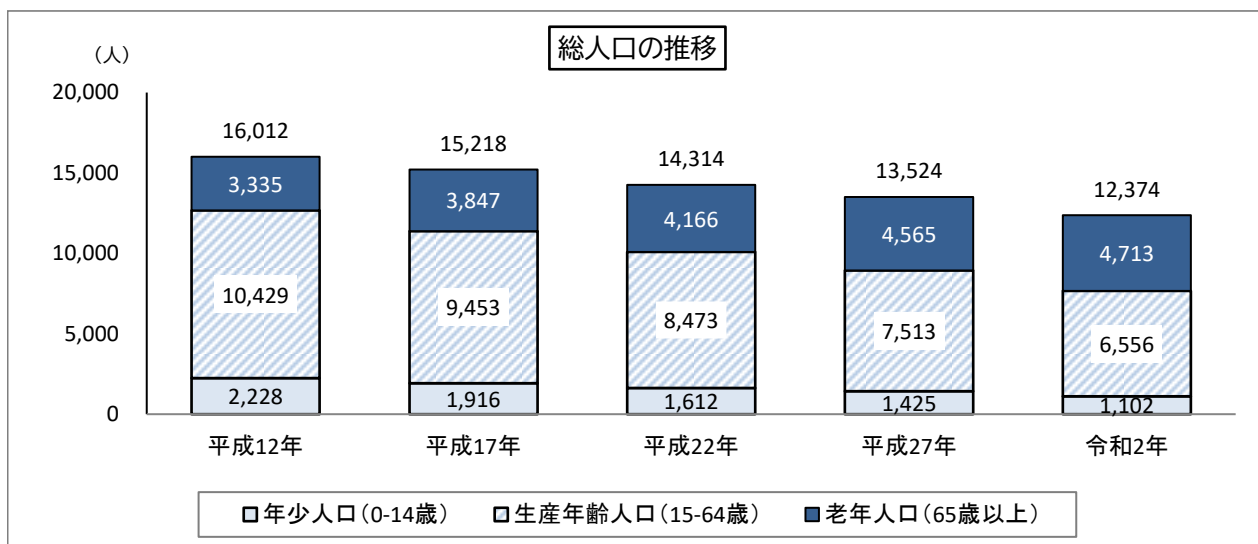
第2章 野辺地町の状況

第2章 野辺地町の状況

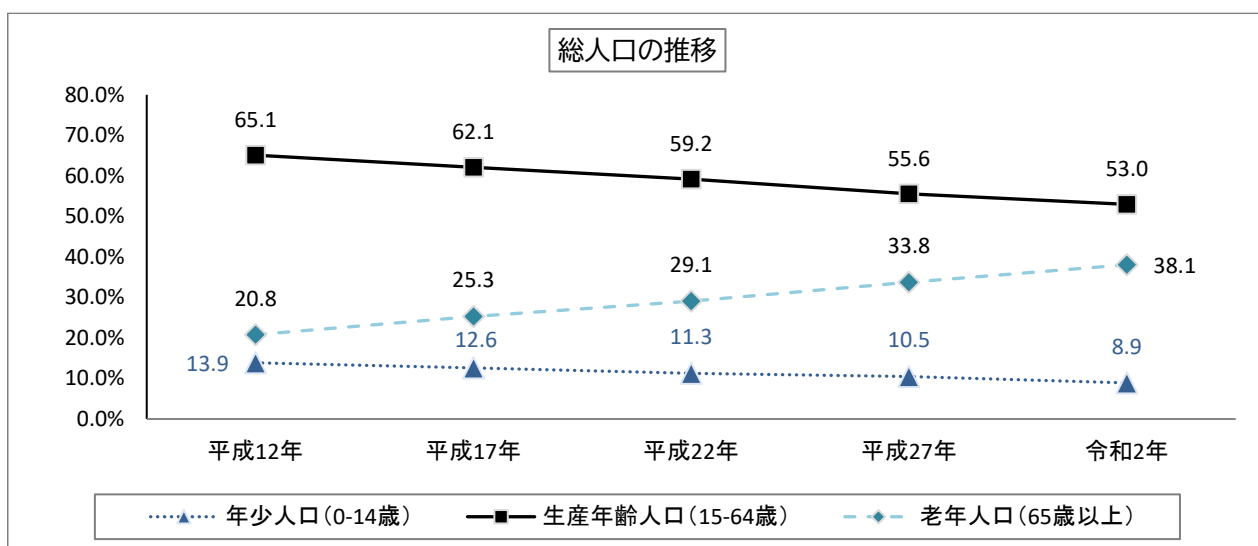
1 人口の状況

当町の人口は、平成12年の16,012人から令和2年の12,374人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分人口では、年少人口(0-14歳)、生産年齢人口(15-64歳)は減少傾向、老年人口(65歳以上)は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。

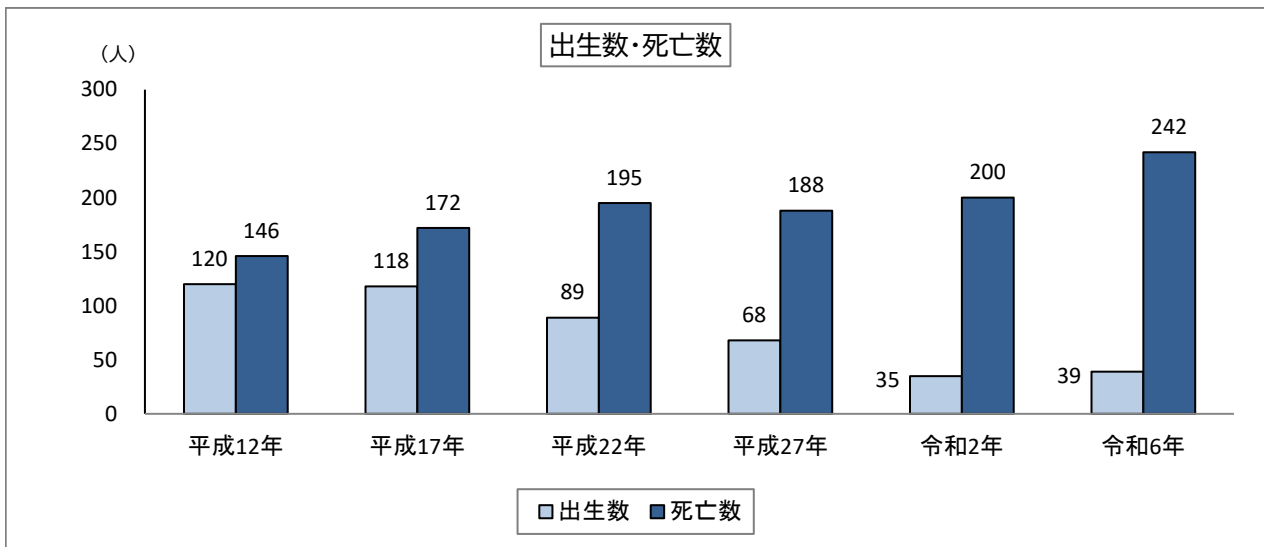


資料: 国勢調査



資料: 国勢調査

出生数・死亡数についてみると、死亡数は年々増加傾向で推移し、出生数は年々減少傾向で推移しており、「自然減」の状態が続いています。



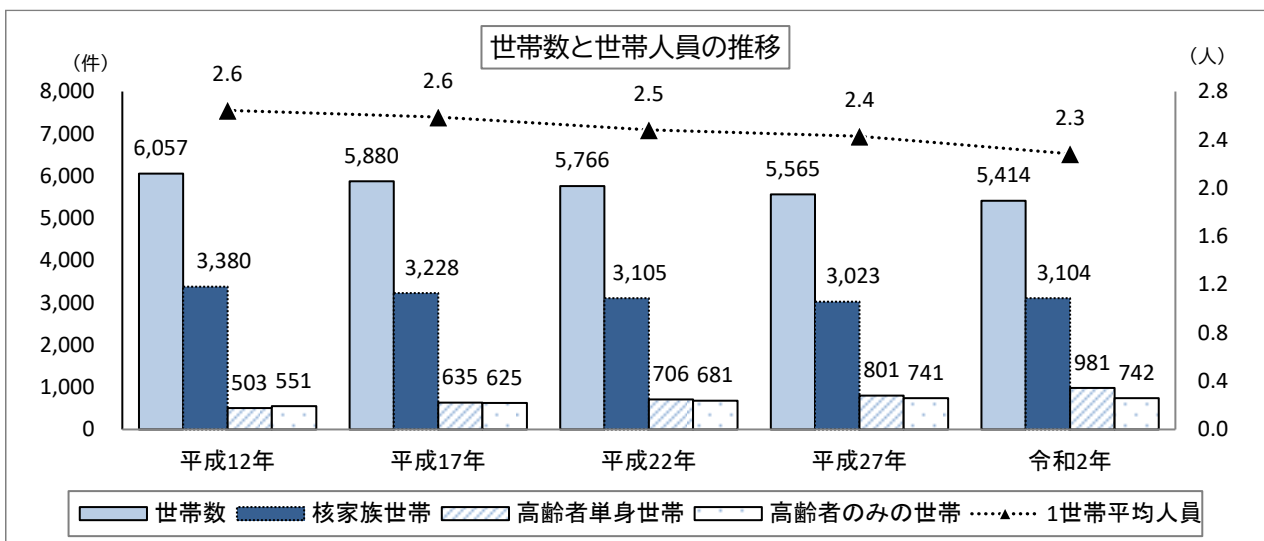
資料:青森県人口推計月報(1~12月合計)

2 世帯の状況

世帯数については、平成12年の6,057世帯から令和2年の5,414世帯と減少傾向で推移しています。

世帯の種別で見ると核家族世帯は減少、高齢者世帯は増加しています。特に高齢者単身世帯が平成27年から令和2年にかけて180世帯増加しており、年間で平均すると、毎年36世帯の増加となります。

1世帯平均人員は昭和30年から減り続けており、世帯の小規模化がますます進んでいます。

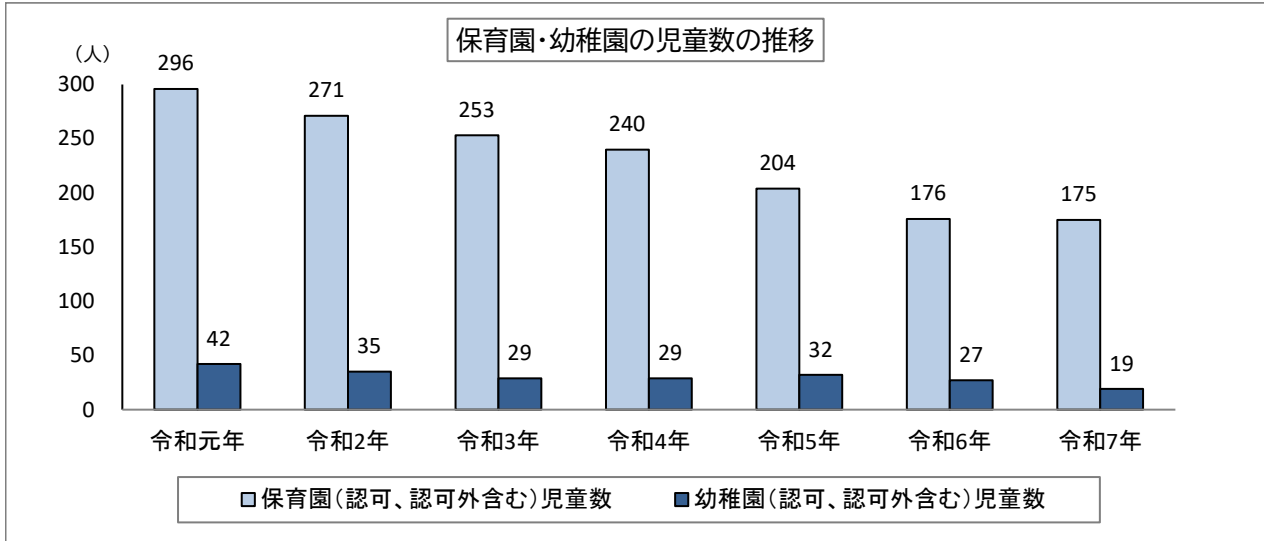


出典:国勢調査

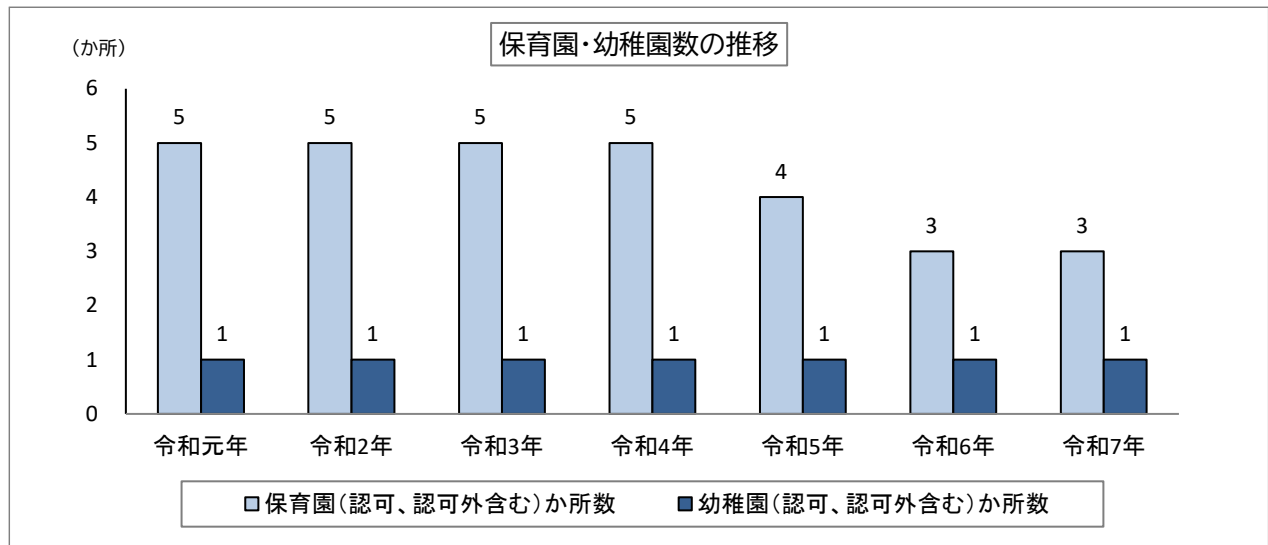
3 子どもの状況

保育園・幼稚園の児童数についてみると、令和元年以降減少傾向に推移しています。

保育園・幼稚園数についてみると、保育園の児童数減少に伴い、保育園は令和5年4か所、令和6年、7年3か所と減少しています。

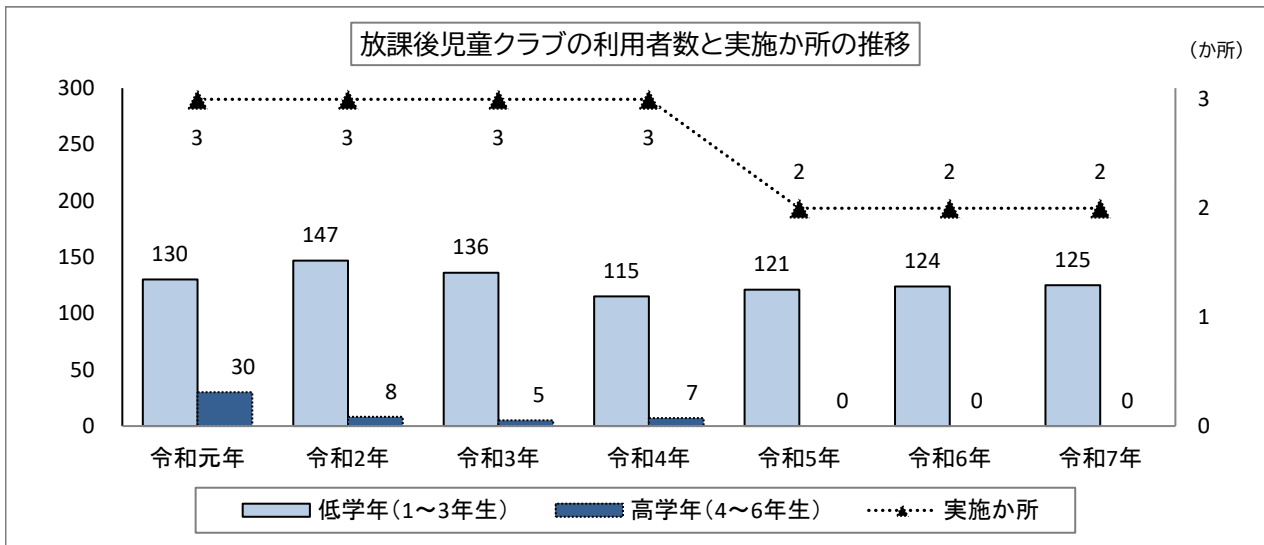


資料:町調べ(各年5月1日現在)



資料:町調べ(各年5月1日現在)

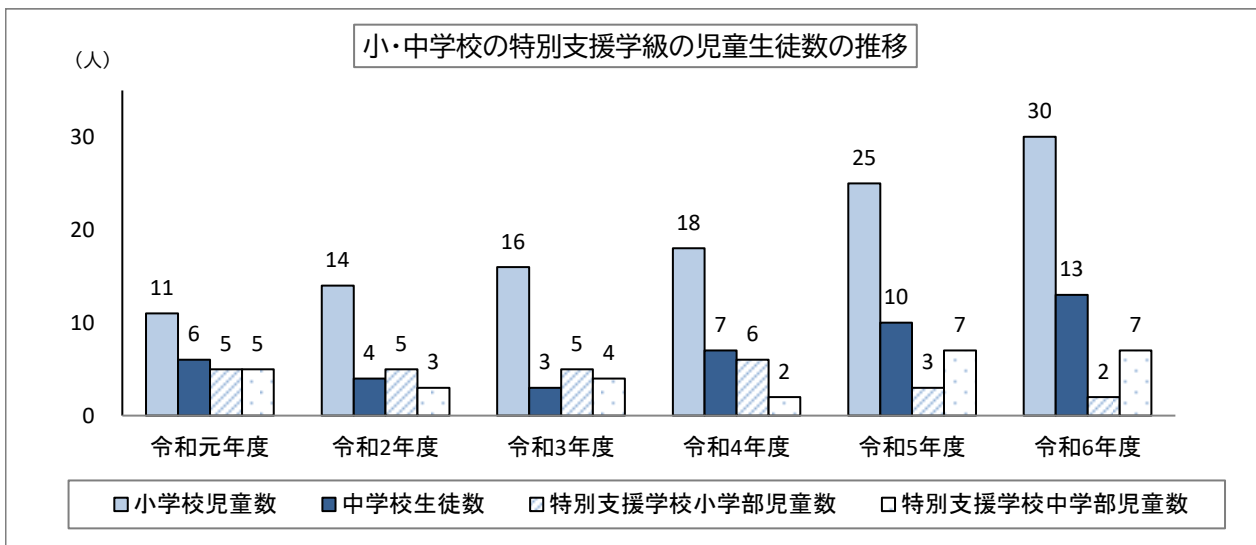
放課後児童クラブの利用数についてみると、低学年(1～3年生)は、ほぼ横ばいで推移しています。1か所のみで受け入れをしていた高学年(4～6年生)は令和元年から減少傾向に推移し、開設先の小学校が統廃合されたことに伴い令和5年以降は0人となっています。



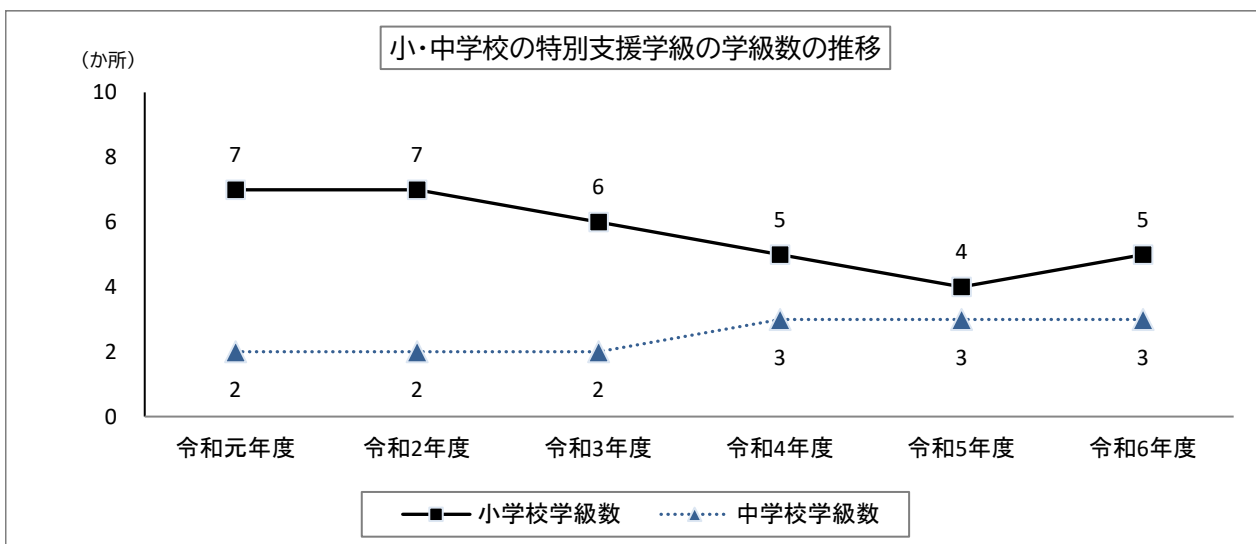
資料:町調べ(各年5月1日現在)

令和6年度末現在、町内の特別支援学級に通学する児童生徒数は、小学校30名、中学校13名となっています。

県内の特別支援学校に通学する児童生徒は、小学部2名、中学部7名となっています。



資料:町調べ(各年3月末現在)

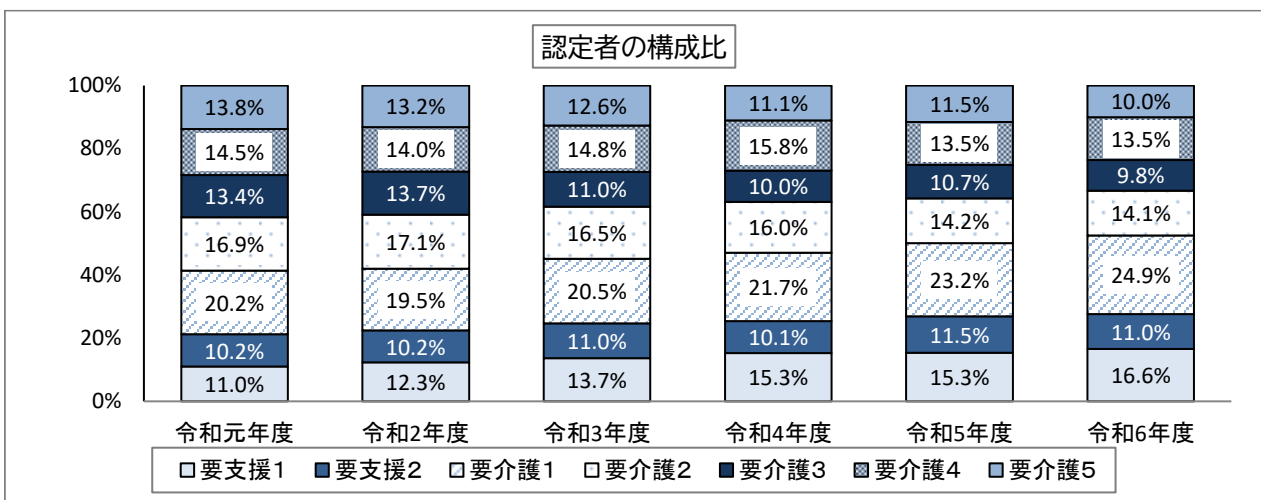
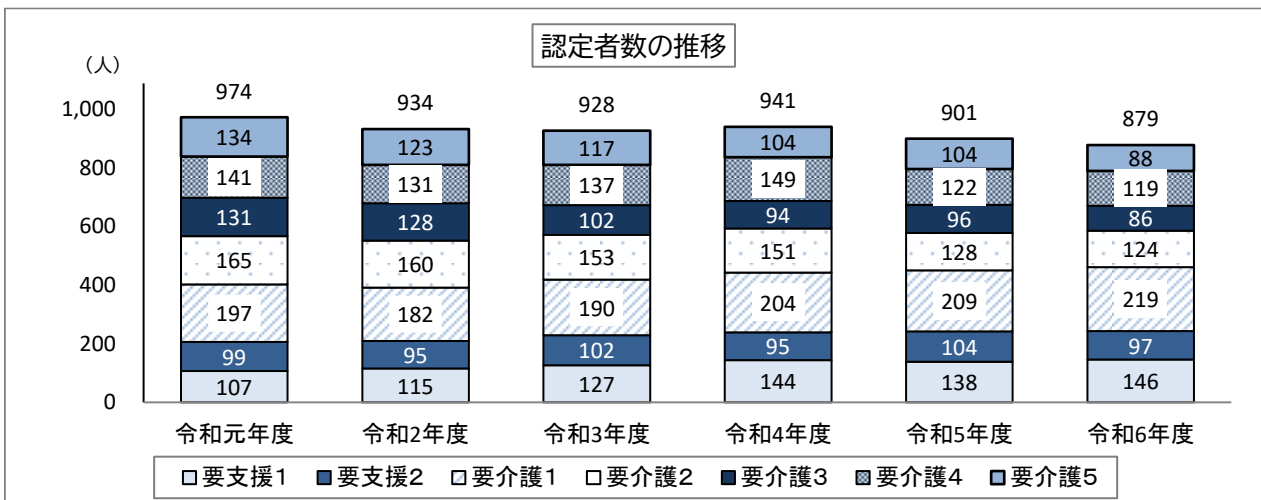
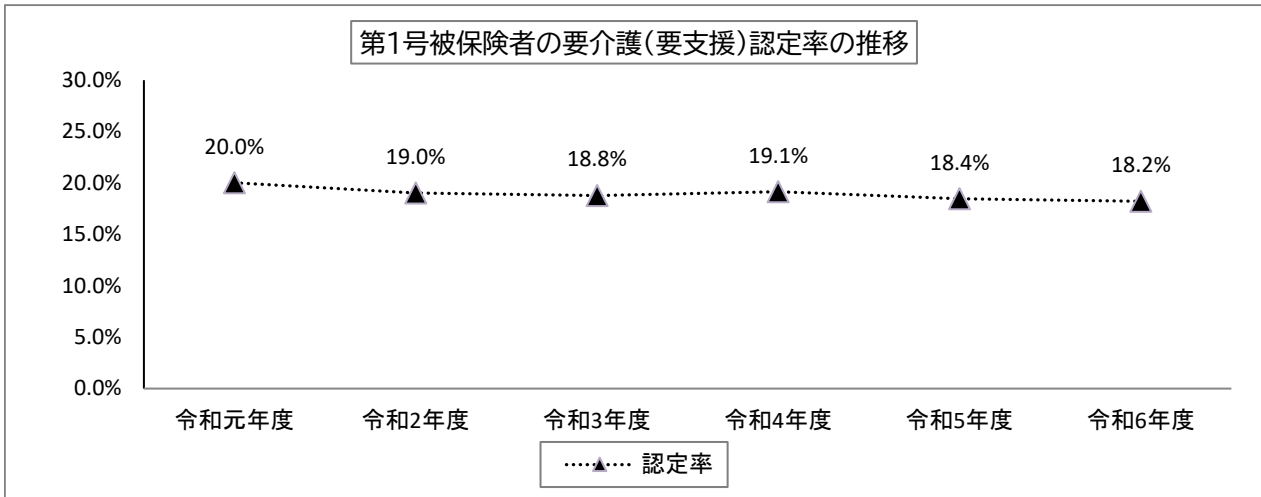


資料:町調べ(各年3月末現在)

4 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定を受けている65歳以上の高齢者の状況をみると、当町の認定率は令和元年より減少傾向で推移し、令和6年度末時点で18.2%、879人となっています。

認定者の程度別の割合をみると、すべての年で要介護1の割合が最も高くなっています。また、要介護2以下の軽度者は経年的に増加しています。

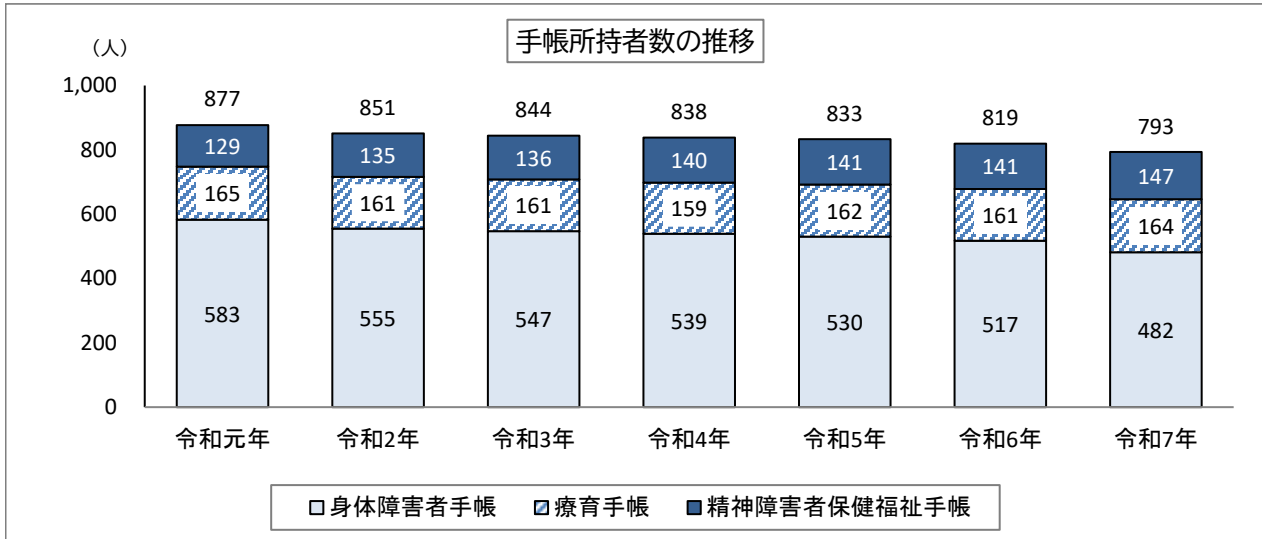


出典:介護保険事業状況報告

5 障がい者・難病患者・自立支援医療費受給者の状況

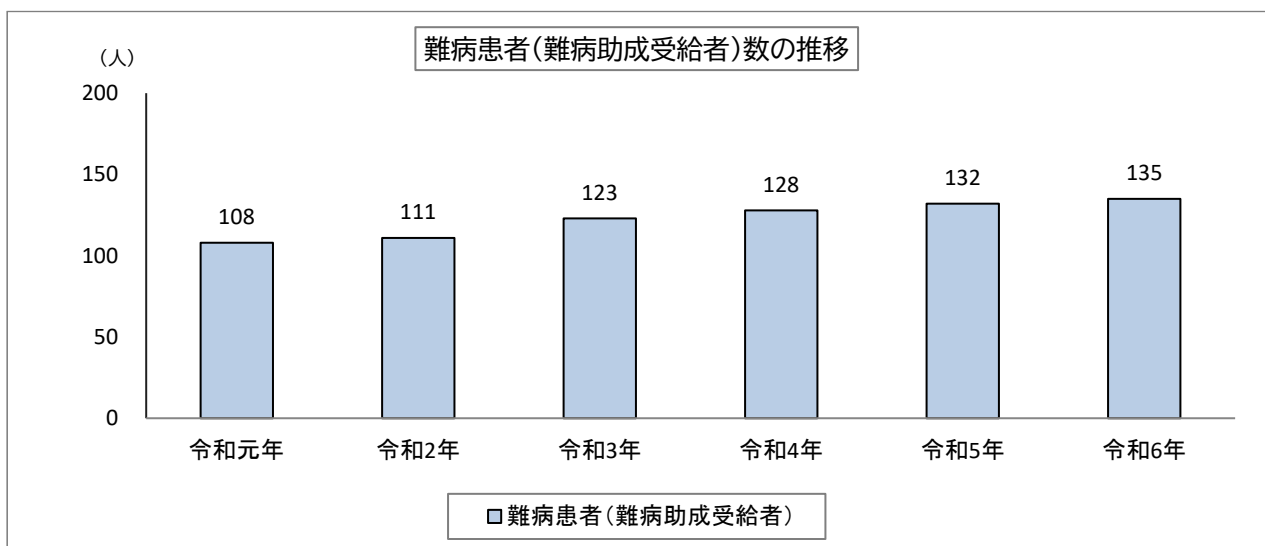
障がいのある人(障害者手帳所持)は、令和元年の 877 人から令和 7 年の 793 人と減少傾向で推移しています。

手帳の内訳では、身体障害者手帳は減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。



資料:町調べ(各年3月末現在)

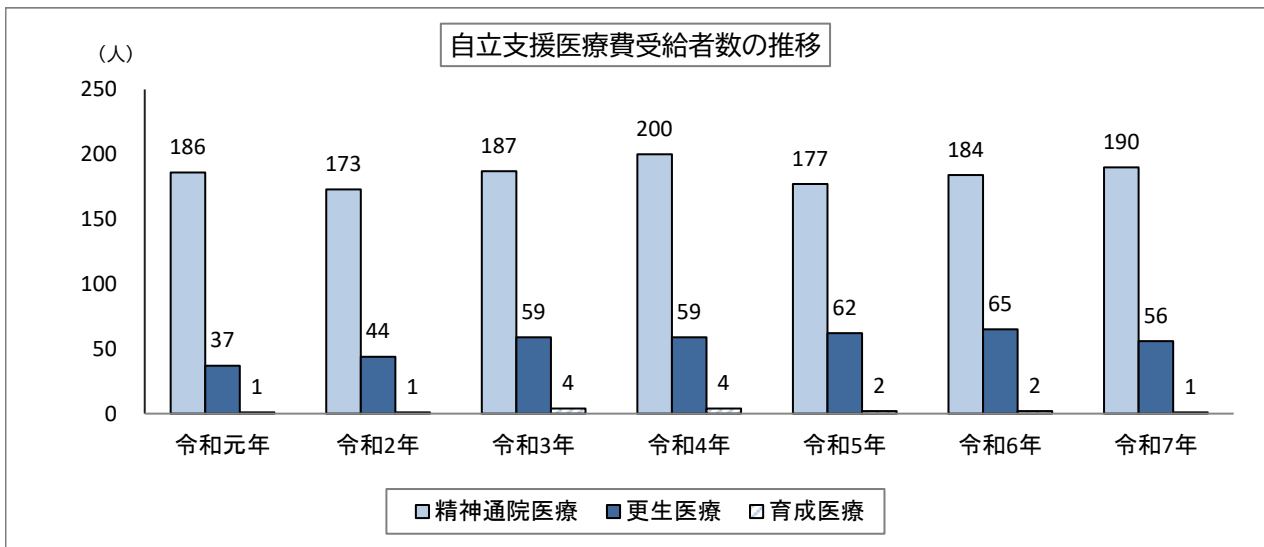
難病患者(難病助成受給者)についてみると、令和元年の 108 人から令和 6 年の 135 人と増加傾向で推移しています。



資料:保健所調べ(各年3月末現在)

※ 難病助成受給者は、原因が不明で治療方法が確立していない難病を患い、治療にかかる医療費の一部の公費負担をしている人(難病患者)と、子どもの慢性疾患のうち、国が指定した病気の診療にかかる費用を県で公費負担をしている人(小児慢性特定疾患)の合計。

自立支援医療費受給者についてみると、更生医療では令和元年の 37 人から令和 7 年の 56 人と増加傾向で推移しています。



資料：町調べ（各年3月末現在）

※ 自立支援医療費受給者は、精神通院医療（統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者）、更生医療（身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上））、育成医療（身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満））に区分。

6 経済的支援の必要な世帯の状況

経済的支援の必要な世帯についてみると、生活保護受給世帯数はほぼ横ばい、特別支援教育就学奨励費受給世帯は増加傾向で推移し、就学援助受給世帯・児童扶養手当受給世帯は減少傾向で推移しています。

◆経済的支援の必要な世帯の推移（単位：世帯）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活保護受給世帯数	246	252	241	236	246	248
就学援助受給世帯数	91	95	84	76	68	58
特別支援教育就学奨励費受給世帯数	11	12	12	15	25	25
児童扶養手当受給世帯数	167	161	150	146	136	139
ひとり親家庭等医療費受給世帯数	163	164	142	141	131	162

資料：各町調べ（各年度年3月末現在）

7 社会福祉協議会の状況

社会福祉協議会についてみると、一般会員は令和元年度の 3,920 人から令和 6 年度の 3,614 人と減少傾向で推移しています。

一方、賛助会員は令和 3 年度の 23 人から令和 6 年度の 65 人と増加傾向で推移しています。

◆社協会員（単位：人、団体）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一般会員	3,920	3,859	3,798	3,754	3,687	3,614
賛助会員	51	24	23	29	54	65
団体会員	6	6	5	5	5	5

資料：野辺地町社会福祉協議会調べ（各年度3月末現在）

8 自治組織の状況

自治会についてみると、令和元年度の 23 団体から横ばいで推移しています。

◆自治会（単位：団体）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
自治会数	23	23	23	23	23	23

資料：町調べ（各年度3月末現在）

9 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員についてみると、令和 4 年度から委員数が減少し、令和 6 年度まで定数を下回っています。

◆民生委員・児童委員（単位：人）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
定数	41	41	41	41	41	41
委員数	41	41	41	36	39	37

資料：町調べ（各年度3月末現在）

10 地域保健、地域福祉で活動する人の状況

地域保健、地域福祉活動についてみると、認知症サポーターは令和元年度から令和2年度にかけて213人増加していますが、令和5年度から令和6年度にかけては99人の増加と、伸び率は減少しています。

◆地域保健、地域福祉活動（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
食生活改善推進員	34	33	33	30	29	28
認知症サポーター（累計）	724	937	1,098	1,171	1,308	1,407
健康づくりサポーター （保健協力員協議会）	96	96	94	94	15	19
健康づくりサポーター	-	-	-	-	15	19
健康のへじ21推進委員会	19	19	18	18	17	17

※保健協力員協議会は令和4年度で活動終了し、令和5年度から健康づくりサポーターとして活動

資料：町調べ（各年度3月末現在）

11 ボランティア活動の状況

ボランティア活動についてみると、見守りサポーター・在学青年ボランティア会（町内の2高等学校生徒）は令和元年度から減少傾向で推移しています。

◆地域保健、地域福祉活動（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見守りサポーター	94	91	88	83	73	74
傾聴ボランティア ひだまりの会	11	24	23	23	21	21
読み聞かせボランティア 朗読の会秋桜	8	8	7	8	7	8
読み聞かせボランティア お話サークル虹色の会	13	9	10	9	9	10
在学青年ボランティア会 （町内の2高等学校生徒）	44	24	14	8	11	7

資料：町調べ（各年度3月末現在）

12 地域福祉の拠点の状況

地域福祉に関連する拠点は町内で 98 か所、隣接町村で 2 か所です。

各施設や事業所を地域資源として、それぞれの機能、ノウハウ、ネットワークを連携させていくことが必要です。

◆地域福祉拠点（単位：か所）

区分	項目	町内	隣接町村
保健福祉	健康増進センター	1	
	地域包括支援センター	1	
	高齢者関係施設（事業所等含む）	30	
	障がい者関係施設（事業所等含む）	10	
	認可保育所（園）	3	
	認可外保育所（園）	0	
	放課後児童クラブ	2	
	児童館	1	
医療	病院	1	1
	診療所、医院（歯科含む）	10	
	調剤薬局、薬局	5	1
	訪問看護ステーション	1	
教育	幼稚園	1	
	小学校	2	
	中学校	1	
	高等学校	2	
	公民館	2	
	図書館	1	
	スポーツ施設	5	
その他	コミュニティ施設 （町有コミュニティ施設及び各自治会集会所数）	20	
合計		98	2

資料：令和7年9月末現在

13 アンケート調査からみる状況

(1)住民アンケート調査

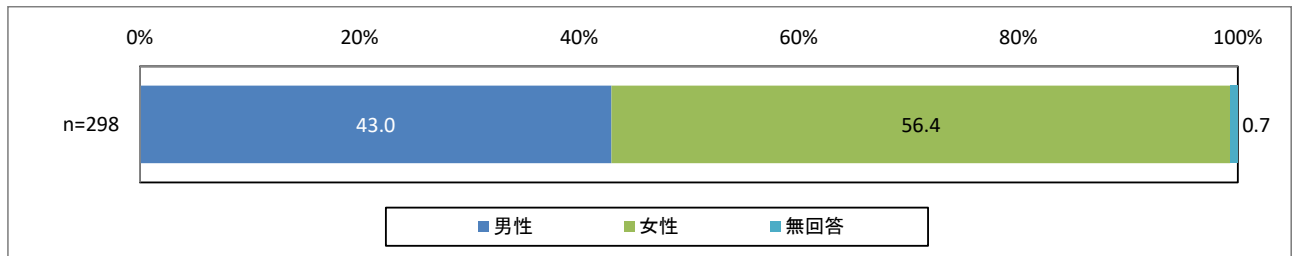
①回答者の属性

アンケート調査の回答者をみると、「男性」より「女性」が多くなっており、年齢では「75歳以上」の高齢者が最も多く、「65歳以上の」高齢者で全体の4割を占めます。

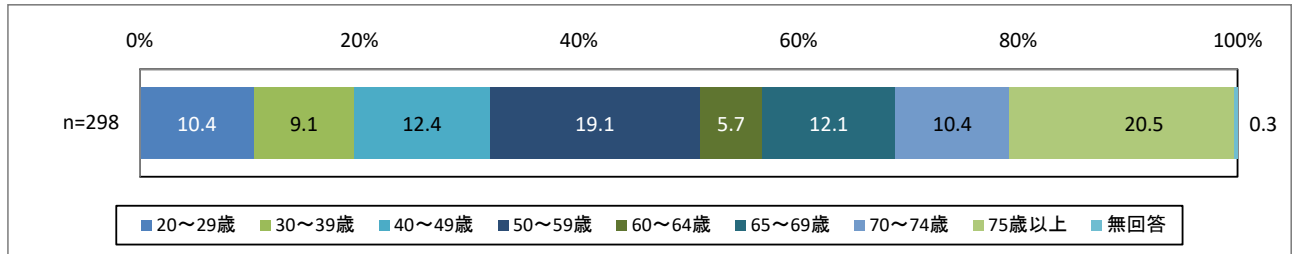
世帯構成は「親と子どもだけの世帯(二世帯)」が最も多く4割を占めますが、「単身世帯」の方も全体の1割強ですが見られます。

核家族化の進展により、今後、家族だけでは必要な支援を充足できない世帯が増加していくことを見込まれますので、有効な支援体制を構築していく必要があります。

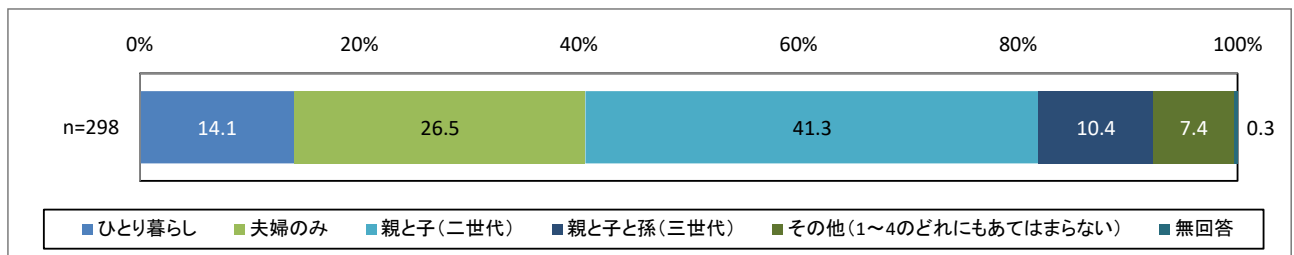
【性別】



【年齢】



【世帯構成】

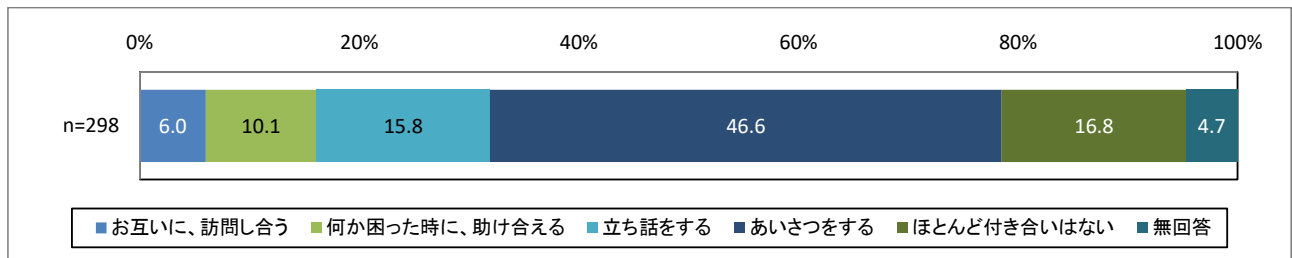


②ご近所付き合いについて

近所付き合いの程度では、「挨拶をする」が半数近くを占めるのに対し、「困った時に助けあえる」と「お互いの家を訪問し合う」をあわせても 1 割強となっており、近所づきあいの希薄化がみられます。

特に、年齢が若くなるほど近所付き合いが少なくなっていることから、若年者の近所付き合いが大切になってきます。

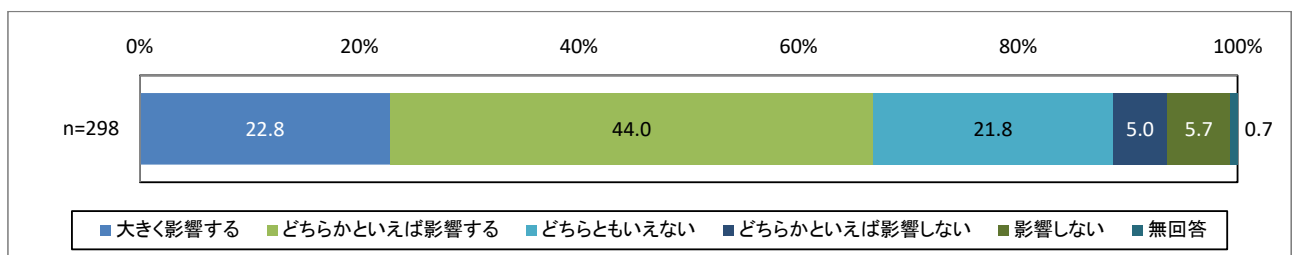
【近所付き合いの程度】



		合計	お互いに、訪問し合う	何か困った時に、助け合える	立ち話をする	あいさつをする	ほとんど付き合いはない	無回答
年齢	全体	298	6.0	10.1	15.8	46.6	16.8	4.7
	20～29歳	31	3.2	3.2	3.2	51.6	38.7	-
	30～39歳	27	-	11.1	7.4	51.9	25.9	3.7
	40～49歳	37	2.7	2.7	16.2	51.4	27.0	-
	50～59歳	57	5.3	5.3	12.3	56.1	19.3	1.8
	60～64歳	17	-	-	17.6	64.7	5.9	11.8
	65～69歳	36	2.8	25.0	11.1	50.0	2.8	8.3
	70～74歳	31	12.9	9.7	29.0	35.5	9.7	3.2
	75歳以上	61	13.1	16.4	24.6	29.5	8.2	8.2
無回答	1	-	-	-	-	-	-	100.0

近所付き合いが暮らしやすさに、「大きく影響する」と「どちらかといえば影響する」をあわせた『影響する』とした回答が4割強近くとなっており、「どちらかといえば影響しない」と「影響しない」をあわせた『影響しない』とした回答が 1 割となっています。

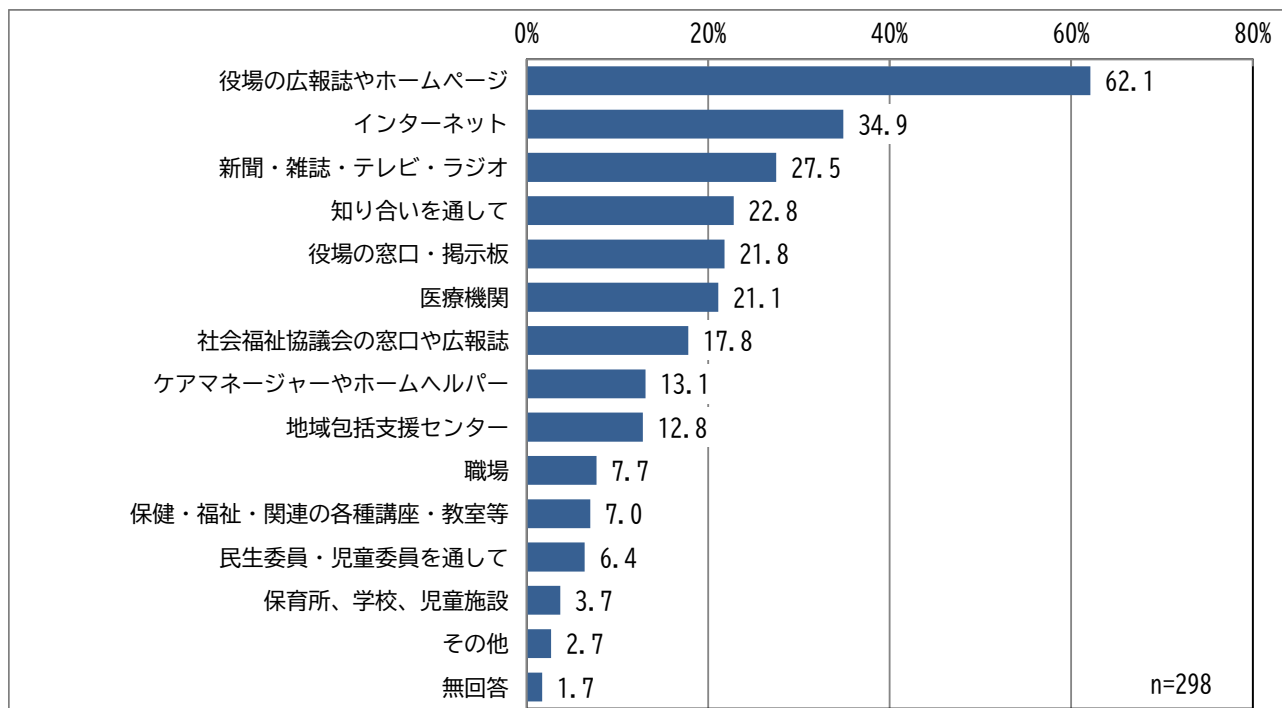
【近所付き合いの影響】



③保健・福祉に関する情報の入手について

保健・福祉に関する情報をどこから入手したいかでは、「役場の広報誌やホームページ」が62.1%で最も多く、次いで「インターネット」34.9%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」27.5%の順となっており、若い世代では「インターネット」の割合が多くなっています。このことから、若い世代への情報提供手段として、SNSなどのインターネット媒体の充実が必要です。

【福祉サービスや介護保険サービスに関する情報の希望する入手方法】



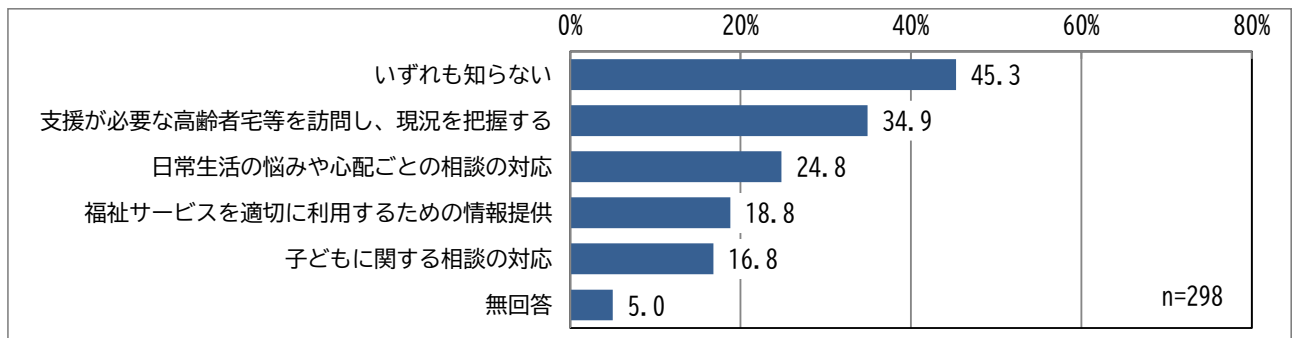
	合計	知り合いを通して	役場の広報誌やホームページ	役場の窓口・掲示板	民生委員・児童委員を通して	社会福祉協議会の窓口や広報誌	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	保育所、学校、児童施設	インターネット	ケアマネージャーやホームヘルパー	地域包括支援センター	保健・福祉・関連の各種講座・教室等	医療機関	職場	その他	無回答
全体	298	22.8	62.1	21.8	6.4	17.8	27.5	3.7	34.9	13.1	12.8	7.0	21.1	7.7	2.7	1.7
20～29歳	31	35.5	45.2	9.7	3.2	6.5	19.4	12.9	74.2	-	3.2	-	16.1	12.9	3.2	-
30～39歳	27	14.8	63.0	14.8	-	22.2	18.5	11.1	48.1	11.1	3.7	7.4	22.2	11.1	3.7	-
40～49歳	37	16.2	62.2	32.4	-	5.4	18.9	5.4	56.8	13.5	13.5	5.4	24.3	5.4	2.7	-
50～59歳	57	14.0	56.1	19.3	5.3	10.5	26.3	-	43.9	17.5	7.0	3.5	22.8	14.0	5.3	-
60～64歳	17	5.9	47.1	11.8	11.8	29.4	23.5	-	52.9	5.9	23.5	-	17.6	5.9	-	-
65～69歳	36	27.8	69.4	22.2	11.1	38.9	30.6	2.8	25.0	16.7	22.2	19.4	25.0	8.3	5.6	-
70～74歳	31	29.0	87.1	41.9	9.7	16.1	38.7	-	6.5	16.1	22.6	19.4	19.4	3.2	-	-
75歳以上	61	31.1	63.9	19.7	9.8	21.3	36.1	1.6	3.3	14.8	13.1	3.3	19.7	1.6	-	6.6
無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0

④民生委員・児童委員について

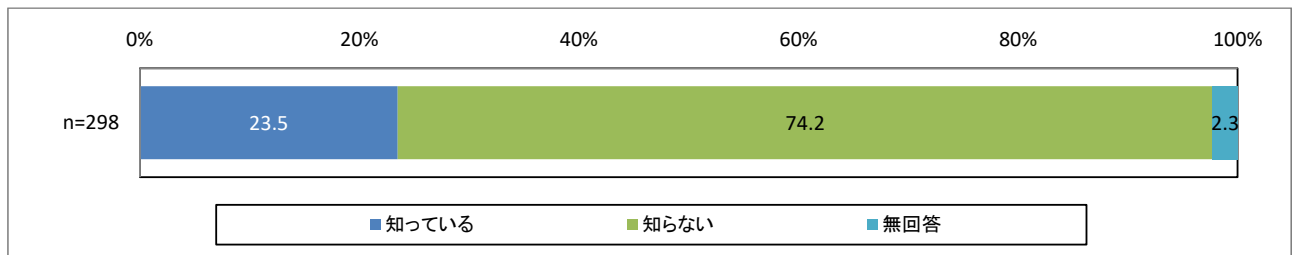
民生委員・児童委員活動の認知度では、「いずれも知らない」が 45.3%で最も多く、次いで「支援が必要な高齢者宅等を訪問し、現況を把握する」34.9%、「日常生活の悩みや心配ごとの相談の対応」24.8%の順となっています。

また、地区の民生委員・児童委員の認知度では、「知らない」が 74.2%と地区の民生委員・児童委員の認知度は低くなっています。

【民生委員・児童委員活動の認知度】



【地区の民生委員・児童委員の認知度】

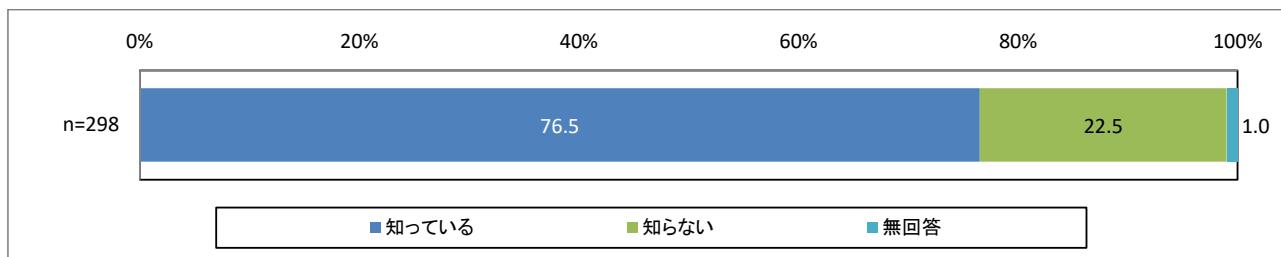


⑤災害時の対応について

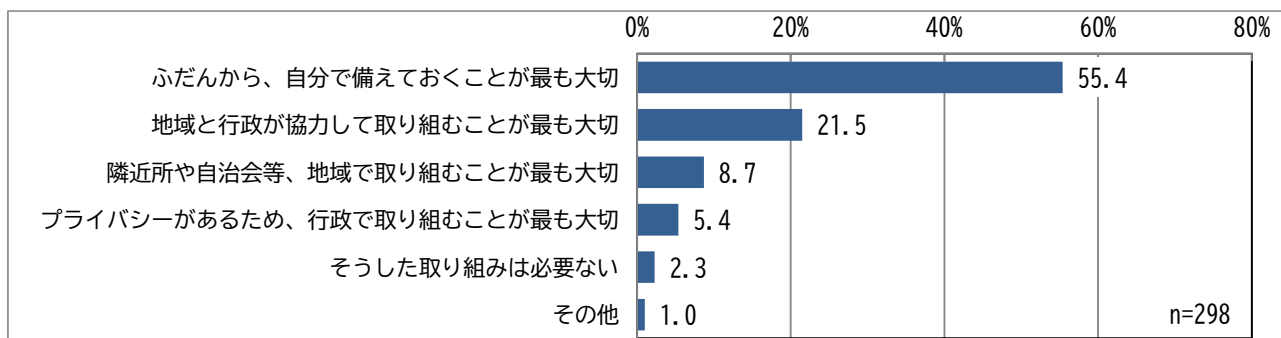
災害時の避難場所の認知度では、「知っている」が 76.5%に対し、「知らない」が 22.5%となっています。

また、緊急に避難する際の支援の考え方では、「ふだんから、自分で備えておくことが最も大切」が 55.4%で最も高く、次いで「地域と行政が協力して取り組むことが最も大切」21.5%、「隣近所や自治会等、地域で取り組むことが最も大切」8.7%の順となっています。

【災害時の避難場所の認知度】



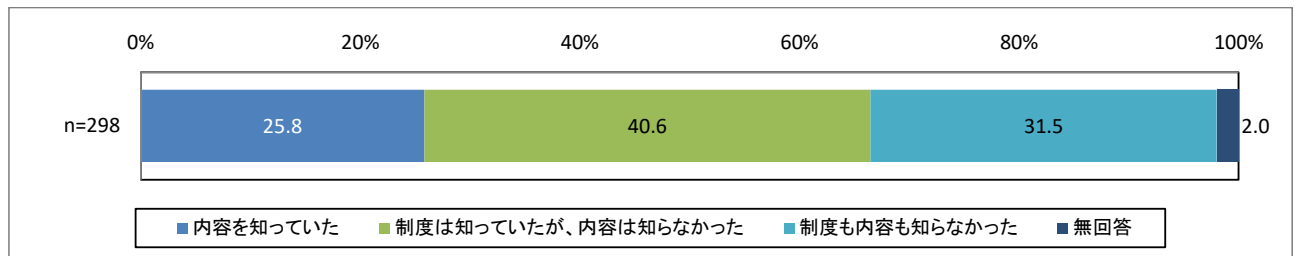
緊急に避難する際の支援の考え方】



⑥成年後見制度について

成年後見制度の認知度では、「内容を知っていた」25.8%に対し、「制度は知っていたが、内容は知らなかった」と「制度も内容も知らなかった」をあわせて 72.1%と成年後見制度の認知度は低くなっています。

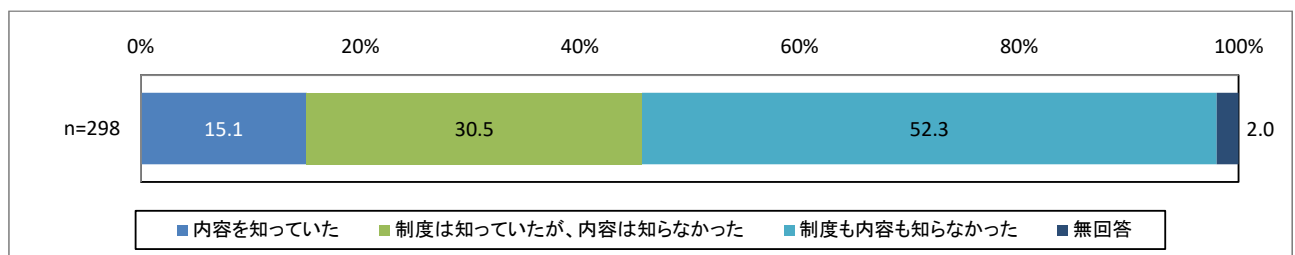
【成年後見制度の認知度】



⑦生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度の認知度では、「内容を知っていた」15.1%に対し、「制度は知っていたが、内容は知らなかった」と「制度も内容も知らなかった」をあわせて 82.8%と生活困窮者自立支援制度の認知度は低くなっています。

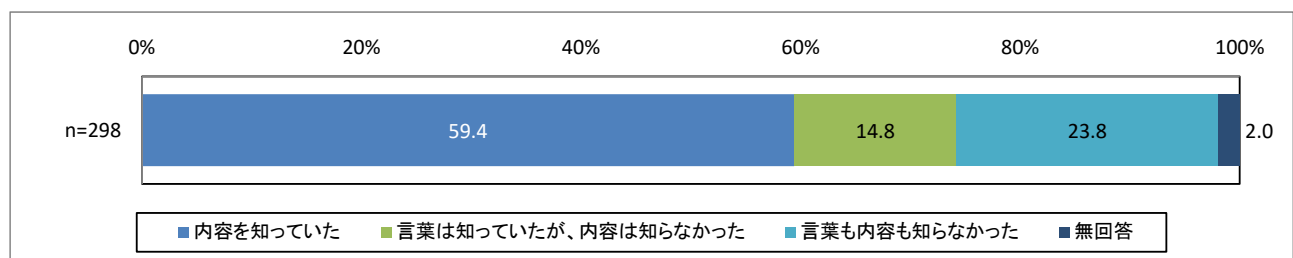
【生活困窮者自立支援制度の認知度】



⑧ヤングケアラーについて

ヤングケアラーの認知度では、「内容を知っていた」59.4%に対し、「制度は知っていたが、内容は知らなかった」と「制度も内容も知らなかった」をあわせて 38.6%となっています。

【ヤングケアラーの認知度】

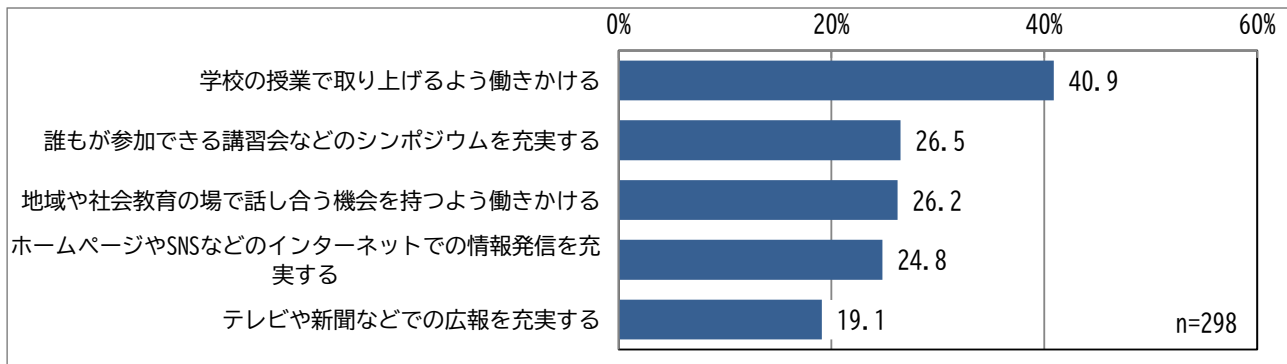


⑨再犯防止について

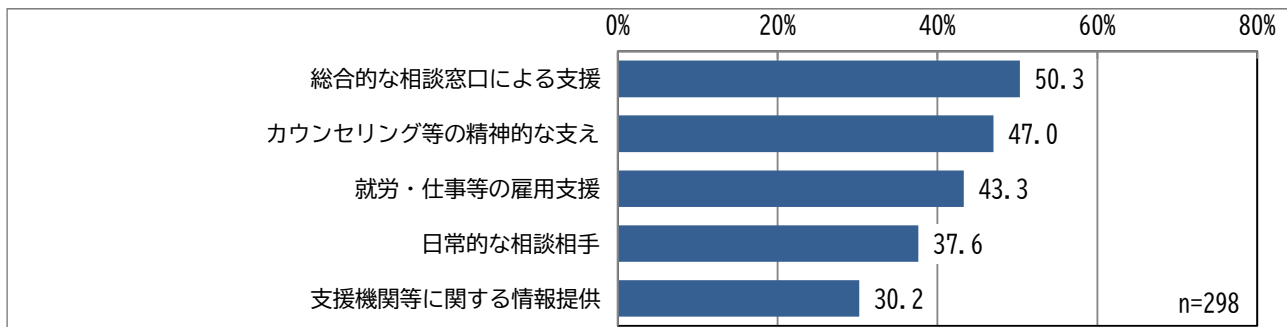
再犯防止の理解や関心を深める町の取り組みについては、「学校の授業で取り上げるよう働きかける」40.9%、「誰もが参加できる講習会などのシンポジウムを充実する」26.5%、「地域や社会教育の場で話し合う機会を持つよう働きかける」26.2%の回答が多くなっています。

犯罪被害者等への支援策については、「総合的な相談窓口による支援」50.3%、「カウンセリング等の精神的な支え」47.0%、「就労・仕事等の雇用支援」43.3%の回答が多くなっています。

【再犯防止の理解や関心を深める町の取り組み】(上位 5)



【犯罪被害者等への支援策】(上位 5)

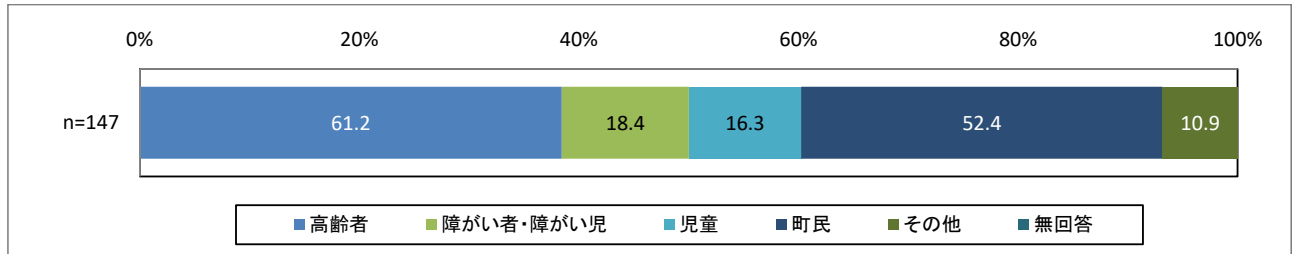


(2)地域関係者意識調査

①関係者や関係機関について

業務の主な対象では、「高齢者」が61.2%で最も多く、次いで「町民」52.4%、「障がい者・障がい児」18.4%の順となっています。

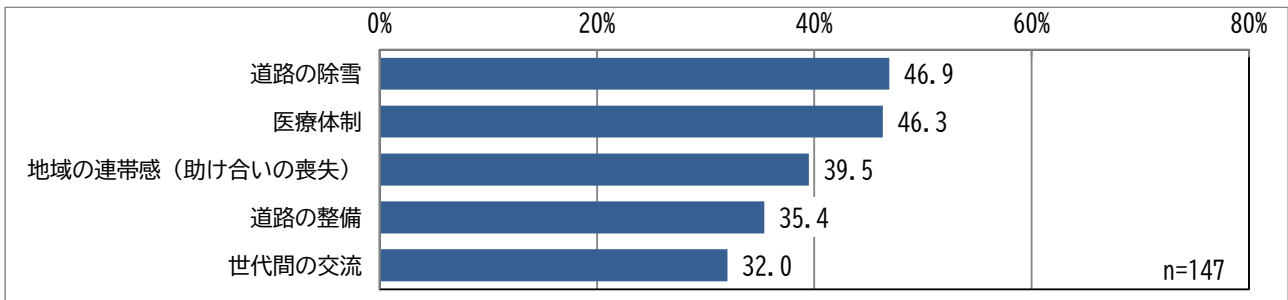
【業務の主な対象】



②地域(町のこと)について

地域(町)の課題や問題点では、「道路の除雪」が46.9%で最も多く、次いで「医療体制」46.3%、「地域の連帯感(助け合いの喪失)」39.5%の順となっています。

【地域(町)の課題や問題点】(上位5)



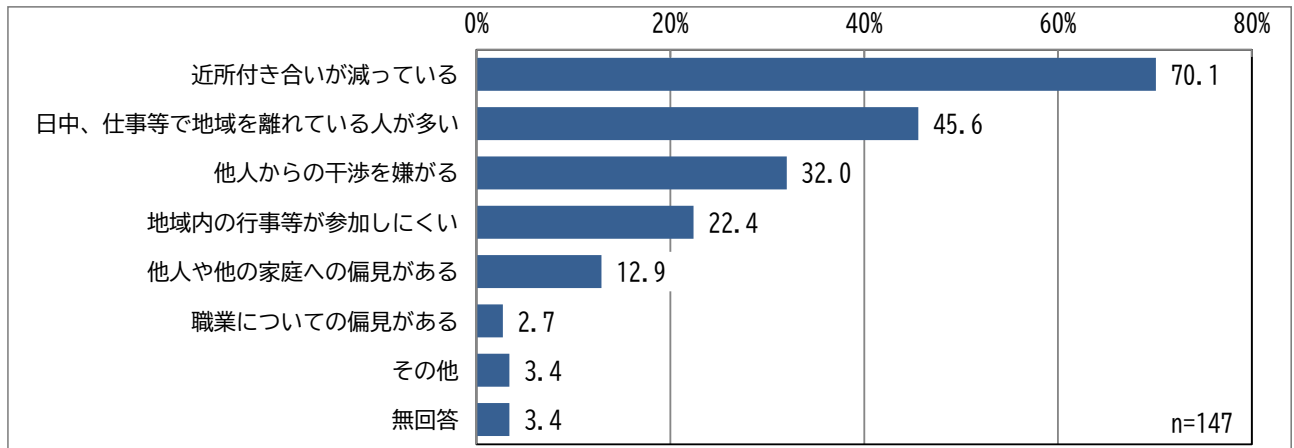
町民・関係機関・行政等で協力する取り組みでは、「災害時の避難・救助や防災対策」が63.3%で最も多く、次いで「一人暮らし高齢者の見守り活動」49.0%、「健康づくり活動や介護予防の活動」39.5%の順となっています。

【町民・関係機関・行政等で協力する取り組み】(上位5)



住みよい地域社会(町)の実現に向けた課題では、「近所付き合いが減っている」が70.1%で最も多く、次いで「日中、仕事等で地域を離れている人が多い」45.6%、「他人からの干渉を嫌がる」32.0%の順となっています。

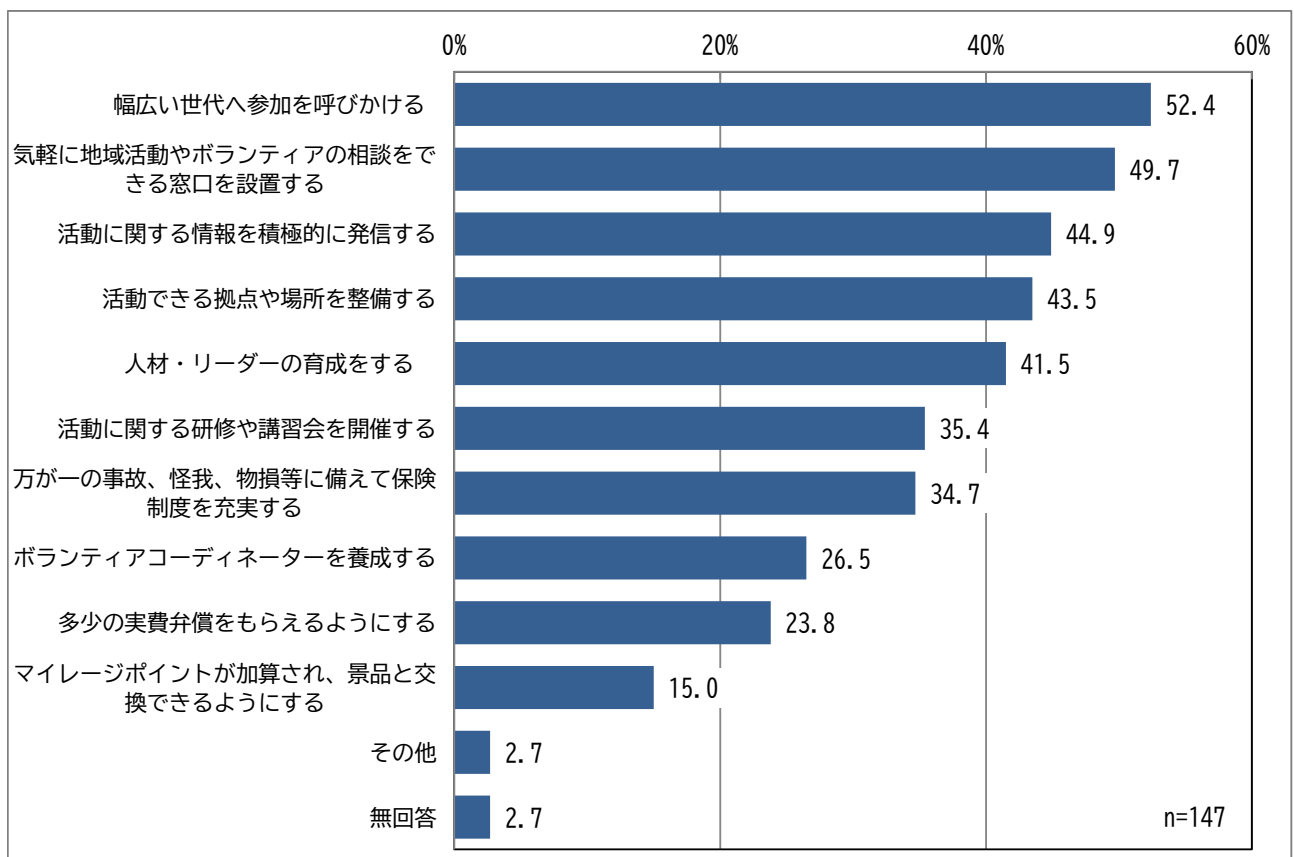
【住みよい地域社会(町)の実現に向けた課題】



③福祉に対する意識や活動について

地域活動やボランティア活動を広げるために必要なことでは、「幅広い世代へ参加を呼びかける」が52.4%で最も多く、次いで「気軽に地域活動やボランティアの相談をできる窓口を設置する」49.7%、「活動に関する情報を積極的に発信する」44.9%の順となっています。

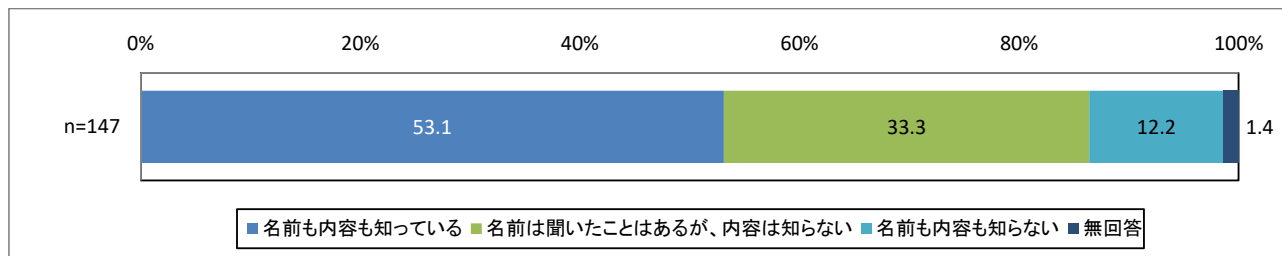
【地域活動やボランティア活動を広げるために必要なこと】



④権利擁護等について

日常生活自立支援事業の認知度では、「名前も内容も知っている」53.1%に対し、「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」をあわせて45.5%になっています。

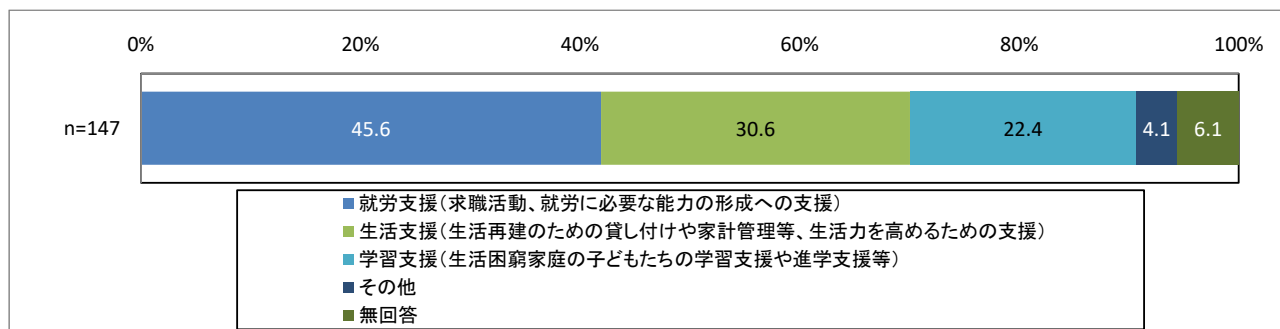
【日常生活自立支援事業の認知度】



⑤生活困窮者の支援のあり方について

生活困窮に最も必要な支援では、「就労支援(求職活動、就労に必要な能力の形成への支援)」が45.6%で最も多く、次いで「生活支援(生活再建のための貸し付けや家計管理等、生活力を高めるための支援)」30.6%、「学習支援(生活困窮家庭の子どもたちの学習支援や進学支援等)」22.4%の順となっています。

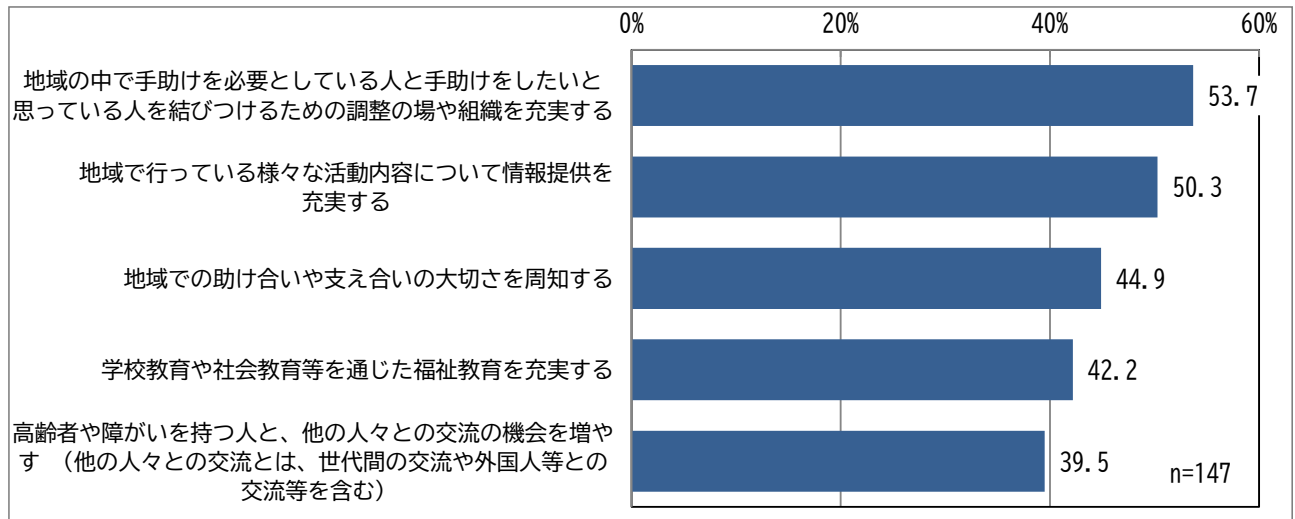
【生活困窮に最も必要な支援】



⑥福祉施策全般について

地域での助け合いや支え合いの活動を広げるために重要なことでは、「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結びつけるための調整の場や組織を充実する」が53.7%で最も多く、次いで「地域で行っている様々な活動内容について情報提供を充実する」50.3%、「地域での助け合いや支え合いの大切さを周知する」44.9%の順となっています。

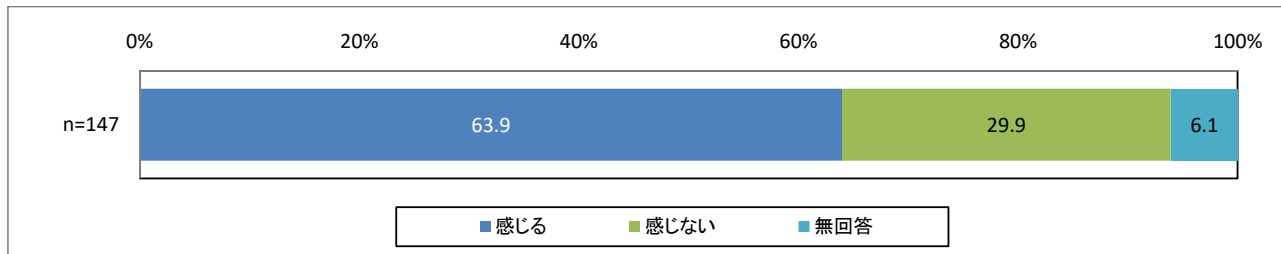
【地域での助け合いや支え合いの活動を広げるために重要なこと】(上位5)



⑦他分野の相談や複合課題への対応について

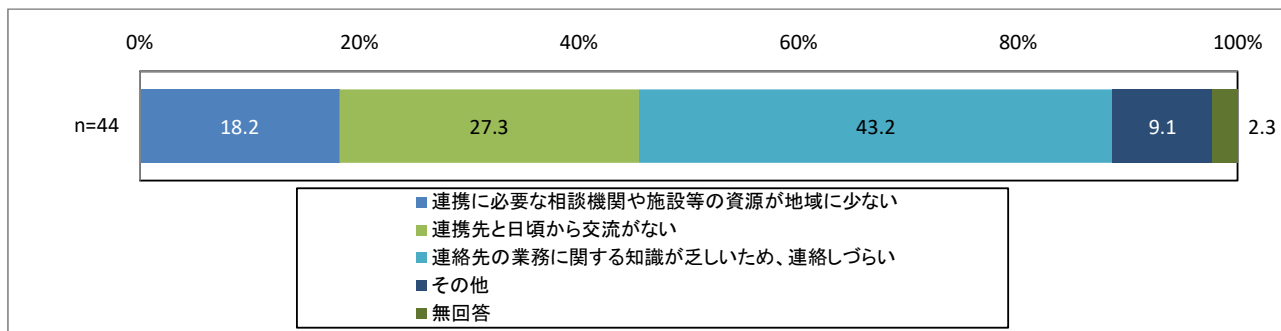
貴機関と他の相談機関や施設との連絡・連携が円滑と感じるかでは、「感じる」が 63.9%、「感じない」が 29.9%となっています。

【貴機関と他の相談機関や施設との連絡・連携が円滑か】



(円滑でない団体)円滑ではない理由では、「連絡先の業務に関する知識が乏しいため、連絡しづらい」が 43.2%で最も多く、次いで「連携先と日頃から交流がない」27.3%、「連携に必要な相談機関や施設等の資源が地域に少ない」18.2%の順となっています。

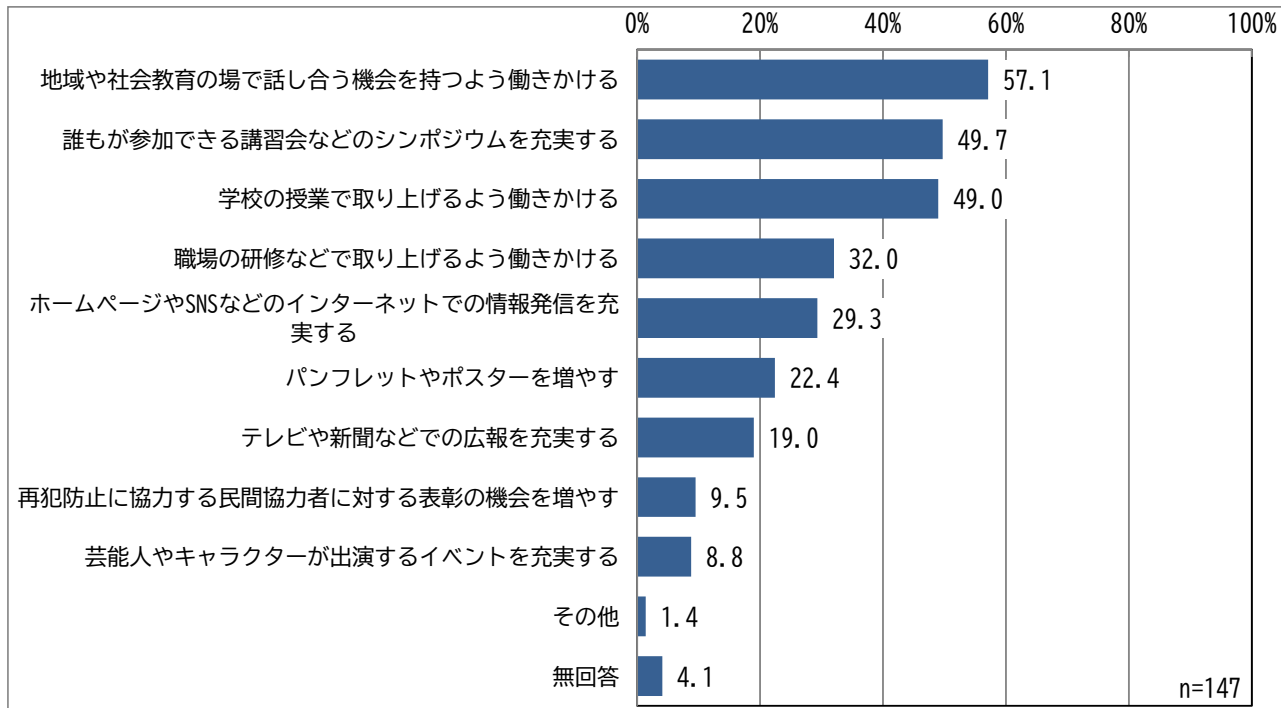
【(円滑でない団体)円滑ではない理由】



⑧犯罪被害者等支援と再犯防止について

再犯防止の理解や関心を深める町の取り組みでは、「地域や社会教育の場で話し合う機会を持つよう働きかける」が 57.1%で最も多く、次いで「誰もが参加できる講習会などのシンポジウムを充実する」49.7%、「学校の授業で取り上げるよう働きかける」49.0%の順となっています。

【再犯防止の理解や関心を深める町の取り組み】



第3章 基本方針

第3章 基本方針

1 基本理念

本町では、これまで「協働の力で生涯安心の地域福祉のまち 野辺地町」という基本理念のもと、地域福祉の推進に取り組んできました。この基本理念は、町民一人ひとりの尊厳が守られ、誰もが地域の一員として安心して暮らし続けられるまちを目指す、本町の不変の価値であり、今後も揺るぎない指針となるものです。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行、家族形態や地域のつながりの変化、複雑化・複合化する生活課題への対応など、本町を取り巻く社会環境は大きく変化しています。これまでの対象者別・制度別の支援だけでは解決が難しい課題も増えており、地域住民や関係機関が支え合いながら、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、本町では従来の基本理念を引き継ぎつつ、町民一人ひとりが役割と生きがいを持ちながら、ともに安全・安心で心豊かに暮らしていける地域づくりを目指していきます。

【基本理念】

**協働の力で生涯安心の地域福祉のまち
野辺地町**

2 基本目標

本理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の4項目を「野辺地町第2期地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標1	明るい社会と福祉の担い手づくり
基本目標2	地域福祉活動の環境づくり
基本目標3	安心と安全を守る地域づくり
基本目標4	より良い地域福祉の体制づくり

3 計画の体系図

基本理念	基本目標	推進施策	具体的施策
協働の力で生涯安心の地域福祉のまち 野辺地町	1 明るい社会と福祉の担い手づくり	1 福祉の心を育む学習・交流の推進	①情報提供体制の充実
			②地域活動を通じた福祉意識の普及・啓発
		2 地域福祉の担い手の育成	①ボランティアの育成
			②自主活動組織の育成
		3 社会参加と人権尊重による共生社会の推進	①社会参加、スポーツ、生きがいづくり（シルバー人材センター等）
			②成年後見制度
			③権利擁護事業の普及、体制整備
			④いじめや虐待の未然防止の推進
		2 地域福祉活動の環境づくり	1 相談支援体制の充実
	②地域課題に対応する相談支援の充実		
	2 協働による地域福祉活動の推進		①町民や地域が主体の支え合い活動の普及
			②様々な状況にある町民・家庭への支援
	3 安心と安全を守る地域づくり	1 安全な暮らし、みんなにやさしい住環境の形成	①緊急時(災害時など)に備えた対策
			②地域安全対策の推進（防犯・消費者被害防止）
			③住環境の充実
			④安心して外出できる環境の整備
4 より良い地域福祉の体制づくり	1 質の高い支援のための連携体制の強化・充実	①保健・医療・福祉・介護連携の強化	
		②地域包括ケアシステムの推進	
		③地域福祉拠点の機能強化	

第4章 推進施策

第4章 推進施策

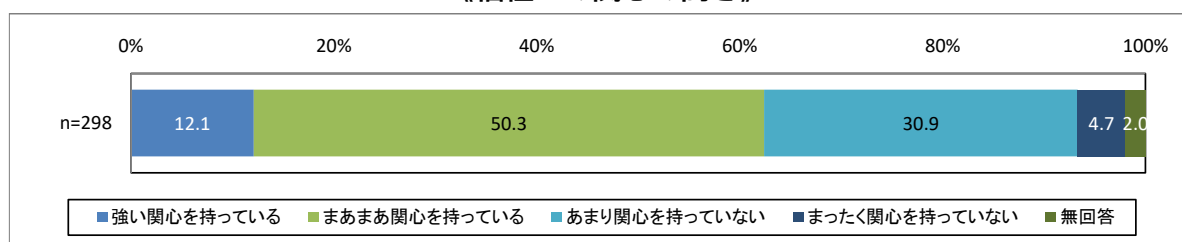
基本目標1

明るい社会と福祉の担い手づくり

1 福祉の心を育む学習・交流の推進

住民の福祉への関心については、「強い関心がある」「まあまあ関心がある」と回答した人が約6割を占めていました。第1期計画では関心があると回答した人が約7割であり、その増加を目標としていましたが、「あまり関心がない」「まったく関心がない」とする層が3割超あることに大きな変化はなく、福祉を身近なこととして捉える意識が地域全体に十分浸透しているとは言えません。

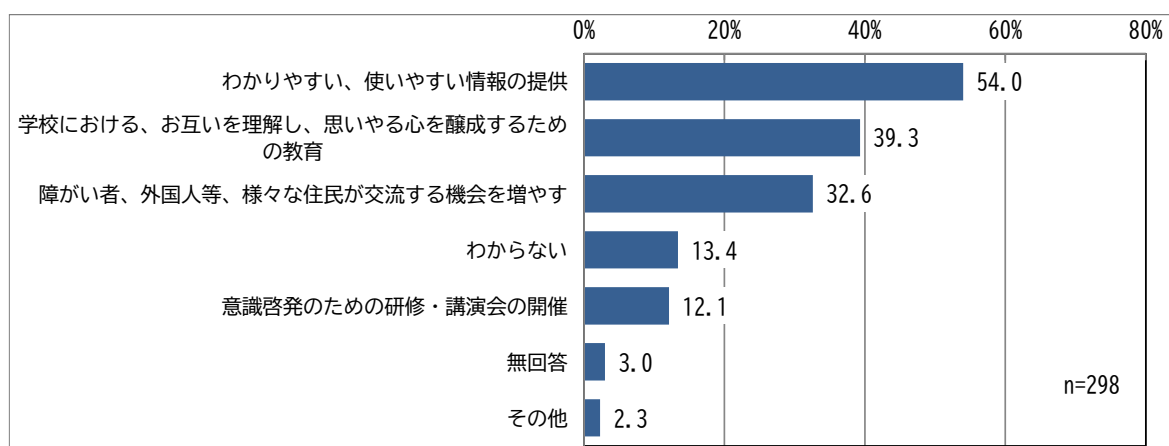
《福祉への関心の高さ》



住民アンケート調査

また、心理的な障壁を取り除き、思いやりを育む「心のバリアフリー」を進めるために必要な取組としては、「わかりやすい、使いやすい情報の提供」(54.0%)が最も高く、次いで「学校における、お互いを理解し、思いやる心を醸成するための教育」(39.3%)、「障がい者、外国人等、様々な住民が交流する機会を増やす」(32.6%)が挙げられています。これらの結果から、住民が福祉を理解しやすい環境づくりや、子どもから大人までの学びの充実、交流の場の不足が課題として明確になっています。

《心理的な障壁を取り除く(心のバリアフリー)ために特に必要な取組み》



住民アンケート調査

町では、少子高齢化社会が加速する中で、地域の将来を担っていく子どもたちに、認知症への正しい理解と認知症の人やその家族を暖かく見守るため、認知症サポーター養成講座を実施し応援者を養成しています。令和6年度は、小学生～高校生を対象として継続するほか、一般町民や各種団体、これまでの受講生へステップアップ講座も展開し、サポーター登録者の累計は1,407人となっています。

また、地域で生活する精神障がい者とその家族、ボランティアの交流を目的とした精神障がい者地域交流事業めぐみの会を月1回開催しています。

これらのことより、福祉を身近に感じられる情報発信の強化や、子どもから大人まで学べる福祉教育の充実、更には多様な住民が自然に交流できる環境づくりの継続が必要であり、地域全体で”福祉の心”を育む基盤整備が求められます。

【取り組みの方向性】

- 学校教育と地域活動を通じて福祉教育の充実を図り、全ての世代に多様な価値観を尊重する共生社会への理解とお互いに支え合う福祉の心を広げていきます。

【具体的な取組内容】

①情報提供体制の充実

事業名	具体的な取組	担当課
在学青年ボランティア会	野辺地高等学校・野辺地西高等学校の2校の生徒が、ボランティアスタッフとして様々な行事に協力することによって、ボランティア精神を育むことを目的としています。また、様々な年代の地域の人と接する機会づくりを図ります。	社会教育・スポーツ課
認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症当事者や家族を支援する認知症サポーターを養成することで、当事者や家族が地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指します。令和元年から町内の小・中・高等学校のほか、一般町民や企業向けに周知しており、令和7年度からは地域包括支援センターが主体となって実施しています。	介護・福祉課

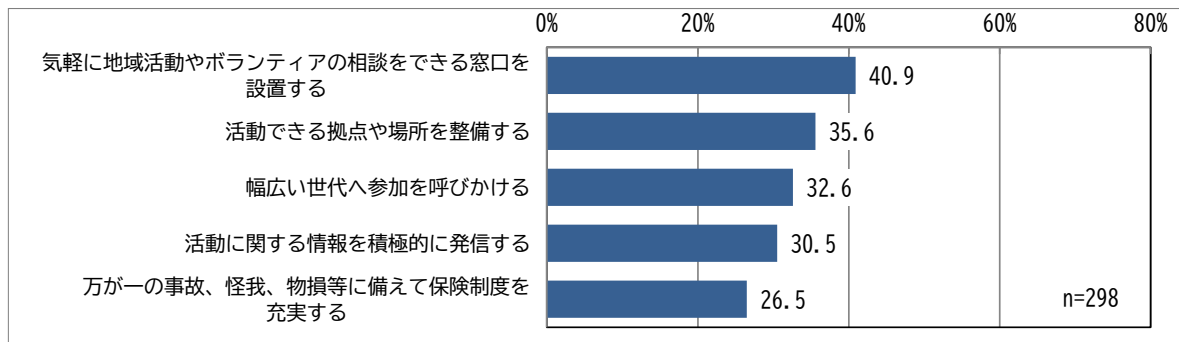
②地域活動を通じた福祉意識の普及・啓発

事業名	具体的な取組	担当課
めぐみの会	在宅で社会復帰を目的に生活する精神障がい者が、将来の自立生活を目指して学習訓練を行います。町は、主に活動場所の確保や日程の調整などを支援しています。	介護・福祉課

2 地域福祉の担い手の育成

地域福祉を支える担い手の確保と育成について、住民のアンケートでは、「気軽に地域活動やボランティアの相談をできる窓口を設置する」(40.9%)が最も多く、次いで「活動できる拠点や場所を整備する」(35.6%)、「幅広い世代へ参加を呼びかける」(32.6%)、「活動に関する情報を積極的に発信する」(30.5%)が挙げられています。地域活動へ参加するための情報不足や相談先の不明瞭さ、活動場所の確保など、参加の“入口”に課題があることがうかがえます。

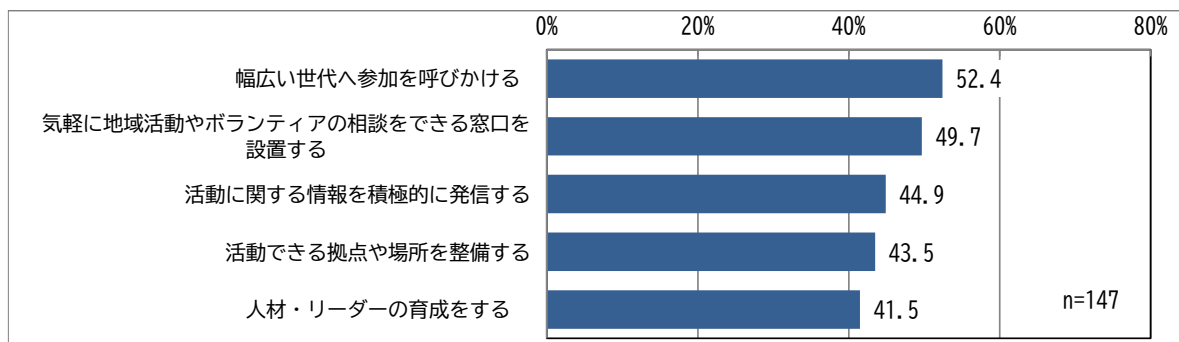
《地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要な取り組み(上位)》



住民アンケート調査

一方、地域関係者からの回答では、「幅広い世代へ参加を呼びかける」(52.4%)が最も高く、「気軽に地域活動やボランティアの相談をできる窓口を設置する」(49.7%)、「活動に関する情報を積極的に発信する」(44.9%)、「活動できる拠点や場所を整備する」(43.5%)など、住民とほぼ同様の課題が示されています。加えて「人材・リーダーの育成をする」(41.5%)も指摘され、地域を牽引する人材の不足が課題として浮き彫りとなっています。

《地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要な取り組み(上位)》



地域関係者意識調査

町では、高齢者のいる世帯等が地域社会から孤立することなく、安心して暮らすことを目的に、各自治会ごとに見守りサポーターが活動しています。

また、元気な高齢者の自主活動や介護予防を目的として、介護予防サークル(週 1 回)やみんなのステーション(令和 6 年度は 2 か所の自治会で開催)の運営支援をおこなっています。

これらの結果から、地域福祉の担い手を育成・確保するためには、地域活動やボランティア活動に関心を持つ住民が気軽に相談し、参加しやすい環境づくりが重要であることが分かります。そのため、相談窓口や活動拠点の整備、幅広い世代への参加の呼びかけ、活動内容に関する分かりやすい情報発信を進める必要があります。あわせて、地域活動を継続的に支えるため、中心となる人材やリーダーの育成に取り組むことが課題となっています。

【取り組みの方向性】

- 協働を進める上で重要な役割を果たすボランティアの活性化と自主活動組織の育成により一層の取り組みを進め、地域福祉活動に意欲的な担い手の掘り起こしと長期的な視点からの担い手育成を図ります。

【具体的な取組内容】

①ボランティアの育成

事業名	具体的な取組	担当課
見守りサポーター	福祉に理解と協力ができるボランティアとして、在宅の独居高齢者や高齢夫婦のみ世帯、要介護者や障がい者のいる世帯、ひとり親世帯、地域とのつながりが必要と思われる世帯の見守り活動を行います。また、地域での異変に気付いた時は、速やかに社会福祉協議会等の関係機関へ情報提供を行います。任期は3年です。	介護・福祉課 社会福祉協議会
傾聴ボランティア ひだまりの会	こころの健康づくりを目的として傾聴サロンを開催し、相手の話を聴く活動をしている団体です。毎月、健康増進センター及び有戸はまなすふれあいセンターで実施しています。傾聴ボランティアは、積極的に各種研修会を受講し、傾聴力を磨いています。	健康づくり課
健康づくりサポーター	すべての町民が心身ともに健康な生活を送ることができるまちを目指して、自分自身及び地域住民の健康づくりの維持・増進を図ることを目的に活動しています。町が実施する健康づくりに関する事業への参加・協力のほか、各種研修へ参加し、得た知識を地域住民へ普及することも役割の一つです。	健康づくり課
ボランティア協力校 指定	小中高生を対象に、福祉への関心や理解を深めるとともに、地域での体験活動を通じて思いやりや相互に連携し助け合う力を養うことを目的としています。	社会福祉協議会

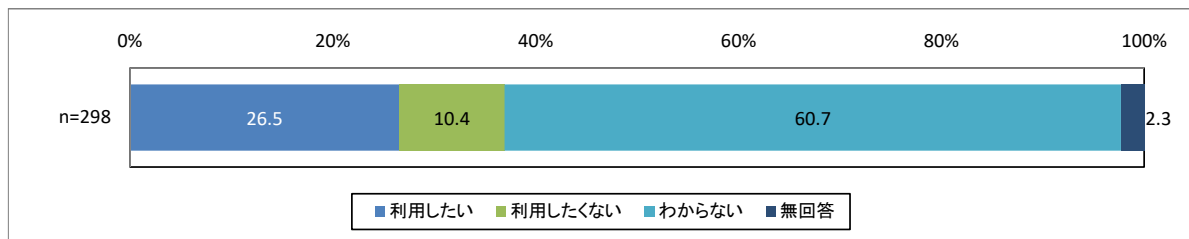
②自主活動組織の育成

事業名	具体的な取組	担当課
介護予防サークル	<p>平成 29 年度から介護予防サークルとして立ち上げた組織の活動を支援しています。健康増進センターを会場として、役員を中心に会員自身が会費徴収や週1回の運営を実施しています。</p> <p>担当課では、運営のサポートや当日の健康相談などを担っています。</p>	介護・福祉課
みんなのステーション	<p>高齢者の閉じこもり予防や心身の健康保持及び介護予防を目的とした、地域住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。自治会に委託して毎月1回以上、概ね2時間以上の活動を実施し、参加者は従事者を含め5名以上／回を対象としています。</p>	介護・福祉課

3 社会参加と人権尊重による共生社会の推進

成年後見制度について、第1期計画アンケート調査では、「内容を知っていた」が 23.7%、「制度は知っていたが、内容は知らなかった」が 31.1%だったのに対し、今回は「内容を知っていた」が 25.8%と微増、「制度は知っていたが、内容は知らなかった」が 40.6%と増加しています。広報等での制度紹介や、相談場面を活用した情報提供に努めており、徐々に制度の存在について認識されています。しかし、制度の利用意向については、「利用したい」とする回答は 26.5%である一方、「わからない」が 60.7%と最も高く、制度の必要性や利用場面が十分にイメージされていないことがうかがえます。

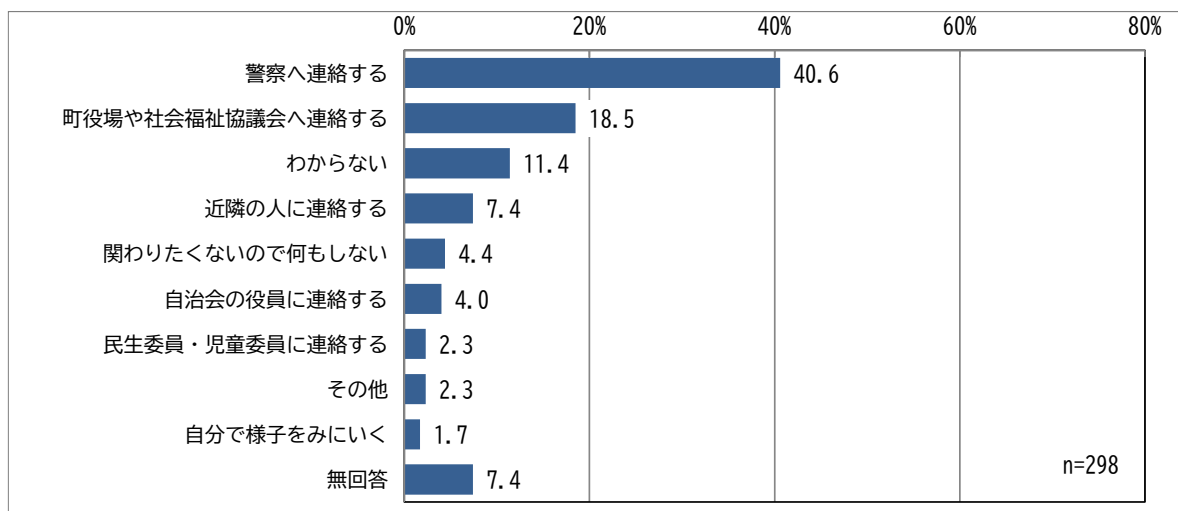
《成年後見制度の利用意向》



住民アンケート調査

さらに、人権が脅かされる事象を知った際の対応としては、「警察へ連絡する」(40.6%)が最も多く、「町役場や社会福祉協議会へ連絡する」(18.5%)が続く一方で、「わからない」(11.4%)や「関わりたくないので何もしない」とする回答も一定数みられ、身近な相談先や適切な対応方法が十分に共有されていない状況が明らかとなっています。

《人権が脅かされる事象を知った時の対応方法》



住民アンケート調査

町では、令和3年度から権利擁護の普及啓発を進めるとともに、成年後見制度等の利用を促進しており、関係市町村と協定を締結し中核機関となる三沢・上北広域権利擁護支援センターを設置して相談に対応しています。令和6年度に町が申立てを支援した件数は2件であり、制度の利用者は6名でした。

また、町内小・中学校や保育園等を対象に、いじめや人権尊重をテーマにした人権教室を5回実施しています。

これらの結果から、誰もが安心して社会参加できる共生社会を実現するためには、成年後見制度をはじめとする権利擁護制度の周知と理解促進を図るとともに、人権侵害や虐待などの兆候に気づいた際に、適切な相談・通報につなげられる体制づくりが課題となっています。制度や窓口を「知っている」だけでなく、「使える」「行動につながる」ものとしていく取組が、今後一層求められています。

【取り組みの方向性】

- 誰もが社会に参加する多様な機会を通じて町民同士の交流を広げるとともに、全町を挙げて差別解消、偏見の是正、虐待防止、権利擁護制度の一層の普及に取り組み、共生社会を実現する上で重要となる人権を尊重する地域づくりを推進します。

【具体的な取組内容】

①社会参加、スポーツ、生きがいづくり(シルバー人材センター等)

事業名	具体的な取組	担当課
シルバー人材センター	定年退職者や高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業、又はその他簡易な業務に係る就業の機会を確保し、それを援助して生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりを目的としています。 主な活動として、草刈り等の環境整備、町内各施設の清掃、福祉サービスなどがあります。	社会福祉協議会
生涯学習	誰もが生涯にわたり学び続けられるよう、主体的な学習活動の提供や、その学習成果を生かした社会参加活動に取り組むことができるよう支援しています。	社会教育・スポーツ課
給食サービス(ことぶき会)	70歳以上の独居高齢者を対象に、町内宿泊施設にて年1回の会食や余興を通じた交流及び親睦を図っています。	社会福祉協議会

②成年後見制度

事業名	具体的な取組	担当課
成年後見制度の利用促進	認知症や障がい等により判断能力が不十分と思われる方の財産管理や身上保護などの法律行為について、法的に保護し、本人の意思を尊重した支援を行います。また、当該審判請求にかかる費用並びに選任された成年後見人等の報酬に係る費用を助成します。	介護・福祉課 社会福祉協議会

③権利擁護事業の普及、体制整備

事業名	具体的な取組	担当課
人権相談、人権教室	<p>【人権相談】 2か月に1回の周期で定期開催しています。</p> <p>【人権教室】 町内の小・中学校や保育園を対象に、いじめや人権尊重などをテーマにした人権教室を実施しています。</p>	介護・福祉課 (人権擁護委員)
中核機関の設置	野辺地町を含む近隣市町村からの成年後見制度に関する相談に応じる三沢・上北広域権利擁護支援センターを開設しています。判断能力が低下しても、住み慣れた地域で安心して暮らすための相談に応じています。	介護・福祉課

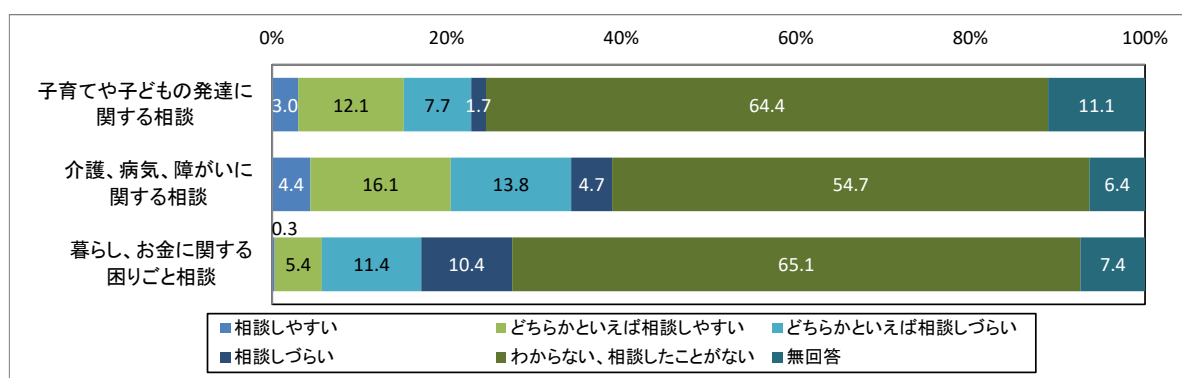
④いじめや虐待の未然防止の推進

事業名	具体的な取組	担当課
総合相談	いじめや虐待、不登校、問題行動、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く多様な課題に対応するため、学校教育課と健康づくり課が連携しながら支援を行っています。学校との定期的な情報交換を通して現状を的確に把握し、必要に応じて相談窓口や専門機関へつなぐとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家、関係機関・団体と協力して支援体制を整えています。また、子どもたちがより良い生活を送ることができるよう、家庭や地域と連携した指導を推進しています。	介護・福祉課 健康づくり課 学校教育課

1 相談支援体制の充実

町内における相談のしやすさについては、第1期計画におけるアンケート調査より、「相談しやすい」「どちらかといえば相談しやすい」と回答した割合は、子育てや子どもは 9.5%、介護や病気、障がいがあるが 20.3%、暮らしやお金が 3.6%でした。今回の結果と比較すると、全体的に増加していますが、いずれの分野においても「分からない、相談したことがない」と回答する人が6割前後を占めています。このことから、相談窓口の存在や相談方法についてどこに聞いてよいか分からないために、困りごとを抱えても相談に繋がりにくい状況がうかがえます。

《町内での相談のしやすさ》



住民アンケート調査

また、地区の民生委員・児童委員については、「知っている」と回答した人は 23.5%にとどまり、約7割が「知らない」と回答しており、身近な相談役としての認知が十分に進んでいないことが明らかとなっています。

一方、福祉サービスや介護保険サービスに関する情報の入手方法としては、「役場の広報誌やホームページ」(62.1%)が最も多く、次いで「インターネット」(34.9%)、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」(27.5%)などが挙げられており、公的な媒体や身近な情報手段を通じた情報提供が求められていることが分かります。

さらに、令和6年には役場新庁舎が完成し、これまで分散されていた保健や福祉の窓口が集約されました。介護・福祉課では 120 件の相談を受理し、必要に応じて庁内横断的な対応や関係機関につないでいます。特に、令和 7 年度からは終活相談窓口を開設し、人生の終わりに向けた準備についての様々な心配事等に対応しています。

これらの結果から、相談支援体制の充実に向けては、相談窓口や支援者の役割を分かりやすく周知するとともに、住民が困りごとを感じた際に早期に相談につながる仕組みづくりが課題となっています。あわせて、広報誌やホームページ等を活用した効果的な情報発信を行い、誰もが安心して相談できる体制を整えていく必要があります。

【取り組みの方向性】

- 役場庁舎内に各窓口が集約されたため、暮らしに関する複数の困りごとに対し、切れ目なくいつでもつながる窓口を目指し、町民の利便性向上と迅速な支援に取り組みます。
- 民生児童委員、生活支援コーディネーター、傾聴サロンの活動の充実を図り、増加する一人暮らし高齢者や制度の狭間にあるケース等、地域課題に対応する相談支援体制の充実を図ります。

【具体的な取組内容】

①ワンストップ相談(いつでもつながる窓口)の充実

事業名	具体的な取組	担当課
いつでもつながる相談窓口の体制整備	個別相談において、介護保険などの様々な制度や地域資源と連携し、制度横断的な支援を行います。また、相談先が分からない場合は担当窓口につなげます。	介護・福祉課
相談窓口の周知	町ホームページや広報誌等において各種制度の紹介を行い、広く相談窓口を周知しています。	全課
心配ごと相談事業	住民の日常生活上のあらゆる相談において、弁護士が年2回、無料で相談対応をしています。	社会福祉協議会

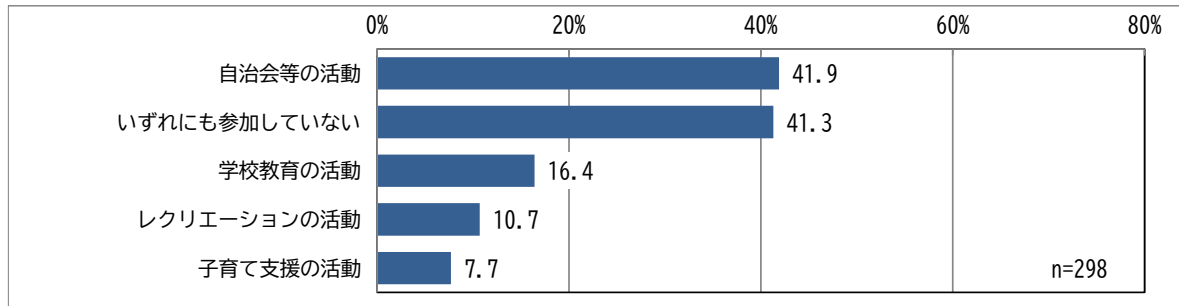
②地域課題に対応する相談支援の充実

事業名	具体的な取組	担当課
民生委員・児童委員 (一人暮らし高齢者見守り台帳)	厚生労働大臣からの委嘱を受け、地域の福祉向上を目的として、住民の相談支援や行政との橋渡しの役割を担うボランティアです。 独居や高齢者のみ世帯等を対象に、定期的に様子を見に訪問したり、必要に応じて行政や介護サービスへつなげる役割を持ち、困ったときに頼れる身近な地域の相談役として各地区に配置されています。	介護・福祉課 社会福祉協議会
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター配置)	被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。 介護保険制度だけでなく、地域包括ケアシステムの構築のため、既存資源の発掘や新たな資源の創出等により地域の力を引き出す生活支援コーディネーターや協議体の働きが求められています。	介護・福祉課 社会福祉協議会
終活相談	人生の終わりに向けた準備についての心配事などの相談に応じ必要な機関につなぎます。	介護・福祉課
傾聴サロン	研修受講修了生が、健康増進センターや有戸はまなすふれあいセンターにて、おしゃべりサロンを定期開催しています。	健康づくり課
こそだて応援コンシェルジュ	妊娠・出産・育児に関する不安や悩み等について、保健師・助産師・管理栄養士などの専門職が相談に応じます。	健康づくり課

2 協働による地域福祉活動の推進

町内や地域の活動への参加状況を見ると、「自治会等の活動」に参加している人が41.9%と最も多い一方で、「いずれにも参加していない」とする人も41.3%と同程度存在しており、地域活動への参加が一部の住民に偏っている状況がうかがえます。

《参加している町内や地域の活動(上位)》

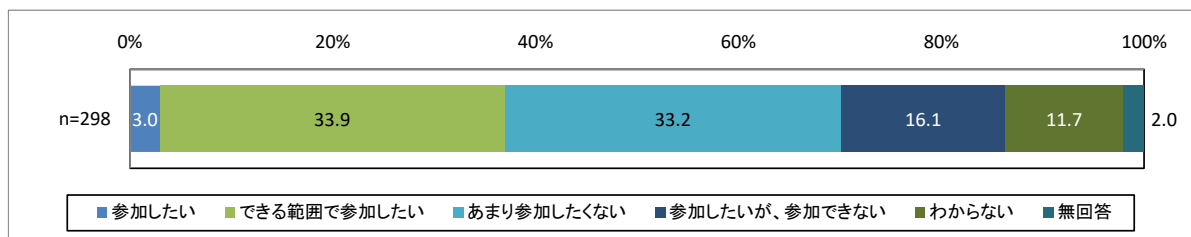


住民アンケート調査

また、地域活動への参加意向については、「参加したい」「できる範囲で参加したい」とする人が約4割を占める一方で、「あまり参加したくない」「参加したいが参加できない」とする人は半数近くみられます。これは第1期計画のアンケート調査と比べて、ほとんど変化が見られませんでした。参加に支障となる要因としては、「忙しくて時間がとれない」(50.0%)が最も多く、次いで「人間関係がわずらわしい」「興味を持てる活動が見つからない」「健康や体力に自信がない」などが挙げられており、参加意欲はあっても行動につながりにくい環境が課題となっています。

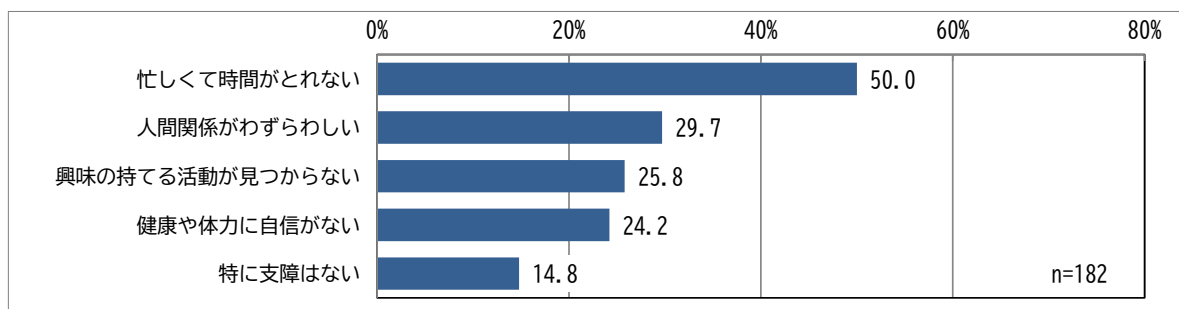
町では、町民に身近な地区の集会所等を利用して、自主的に介護予防に取り組める環境づくりを目指し、各種介護予防教室を実施しています。みんなのステーションでは、実施自治会数の増加を目指し、企画運営を支援しています。

《町内や地域の活動への参加意向》



住民アンケート調査

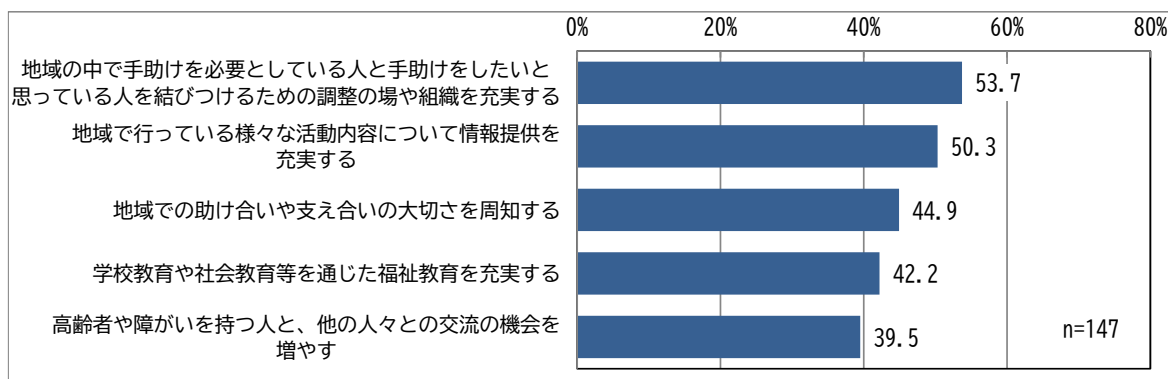
《(参加意向のない人)活動参加で支障になること(上位)》



住民アンケート調査

一方、事業所調査では、地域での助け合いや支え合いの活動を広げるために、「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結びつけるための調整の場や組織を充実する」(53.7%)や、「地域で行っている様々な活動内容について情報提供を充実する」(50.3%)が重要とされており、住民・団体・事業所をつなぐコーディネート機能の必要性が示されています。また、生活困窮に最も必要な支援としては、「就労支援」や「生活支援」、「学習支援」が挙げられており、地域福祉活動においても、専門的支援と地域の支え合いを連携させた取組が求められています。

《地域での助け合いや支え合いの活動を広げるために重要なこと(上位)》



地域関係者意識調査

これらの結果から、協働による地域福祉活動を推進するためには、住民が無理のない形で関わられる活動の工夫や参加のきっかけづくりを進めるとともに、地域の多様な主体をつなぐ仕組みを整え、生活課題に応じた支援と地域活動を一体的に展開していくことが重要な課題となっています。

【取り組みの方向性】

- 町民や地域が主体の支え合い活動の普及を進め、公的なサービスでは十分に応えることのできない「ちょっとした困りごと」や日常生活への相互支援のできる地域づくりに取り組みます。
- 病気、障害、ダブルケア、生活困窮、ひきこもり、8050 問題等、困難な状況にある家庭に対する地域や行政の関わる機会を拡充し、困りごとを積極的に発見・対応するアウトリーチ※型の活動を展開します。

※アウトリーチとは、地域に出向いたり、訪問したりするなど、積極的に「手を伸ばす」ことによって、福祉課題の発見や解決方法を見出す考え方。町及び社協では、相談を「受ける」だけでなく、相談したい人を「見つける」取り組みを「アウトリーチ型」として進めていく。

【具体的な取組内容】

①町民や地域が主体の支え合い活動の普及

事業名	具体的な取組	担当課
介護予防・日常生活支援総合事業	介護認定の申請により要支援となった方や、非該当とされた高齢者を含む一般高齢者を対象に、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を実施します。 現在は、既存のみんなのステーション(自治会委託)や一般介護予防事業を周知して展開しています。	介護・福祉課
各種の自治会活動	自治会を中心に地域住民が協力し合い、日常的な支え合いの仕組みが形成されており、高齢者世帯の見守り活動や、子どもたちの安全を守るための地域巡回活動などが行われています。	総務課

②様々な状況にある町民・家庭への支援

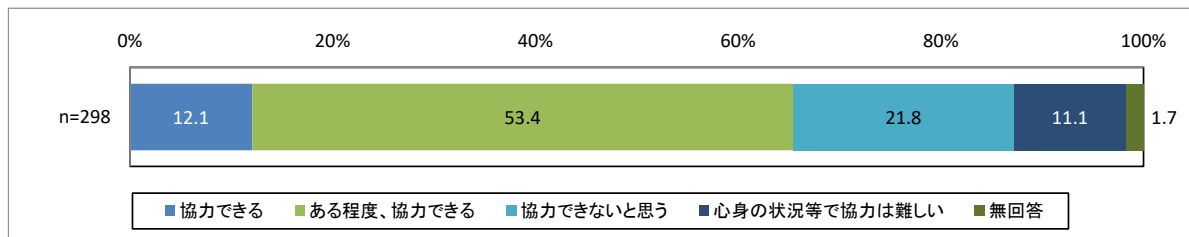
事業名	具体的な取組	担当課
すこやか医療費給付	ひとり親家庭等を対象に、児童が18歳に達する最初の年度末まで医療費を助成します(ただし、事前に受給資格認定が必要です)。県内の医療機関を利用する場合は、受給資格者証の提示により、保険適用分の医療費の支払いがなく受診できる現物給付方式となっています。	町民課
ふわふわことばの推進教育 SOSの出し方事業	小学校新入生に対しては、ふわふわことばリーフレットを配布し、やさしい言葉遣いを促す啓蒙を行っています。また、小中学校を対象に、命の大切さやストレスへの対処法、SOSを出す方法を学ぶ「SOSの出し方」教育を実施しており、子どもたちが自分や周囲を大切に、困ったときに適切に支援を求められる力を育む取り組みを進めています。	健康づくり課
	学校や家庭において困難を抱えたときにSOSを出せるよう、スクールカウンセラー(県実施事業)を小学校には年間72時間、中学校には年間120時間派遣しています。また、スクールソーシャルワーカー(県実施事業)も必要に応じて派遣し、困難を抱える児童・生徒への対応に関する研修や相談に対応しています。	学校教育課
子育て世帯訪問支援事業 ※旧産後ヘルパー派遣事業 (産後ママ応援隊)	令和7年度から妊婦やヤングケアラーも対象に加え、事業名を「産後ヘルパー派遣事業(産後ママ応援隊)」から「子育て世帯訪問支援事業」へ変更しました。 妊娠届出時から産後1年以内の方で、日常的に日中の家事・育児の支援が受けられない妊産婦を対象に、専門のヘルパーを派遣して母親の休息時間を確保します。また、育児相談や情報提供を行うなど、産後の不安解消を支援します。世帯の課税状況により、利用料の一部負担があります。	健康づくり課
生活困窮者自立支援事業窓口連携会議	経済的問題、家庭問題、健康問題など複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、個別的・包括的・継続的に対応できる体制を構築した上で、その相談に応じ、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことで自立の促進を図ります。上北地域自立相談窓口を中心に、関係機関が連携して対応を協議しています。	介護・福祉課 社会福祉協議会
フードバンク	生活困窮者世帯等に対し、青森県社会福祉協議会等から無償で譲り受けた食品を提供しています。	社会福祉協議会

事業名	具体的な取組	担当課
日常生活自立支援事業	<p>高齢や障がいなどにより、自分ひとりで意思決定し実行に移すことが難しく、日常生活に不安のある方で、事業の契約内容について判断でき、利用を希望する方が対象です。</p> <p>主な支援内容として、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスがあります。利用料は1回 1,500 円で、生活保護受給者は利用料の負担はありません。</p>	社会福祉協議会
配食・見守りサービス事業	<p>町内に住所を有し、在宅で生活する 65 歳以上の独居又は夫婦のみ世帯の高齢者を対象に、定期的に食事を配達することで健康の保持増進を図るとともに、見守りと安否の確認をすることを目的としています。</p> <p>町内外の飲食業者が契約しており、利用者が実費負担する弁当代金のほか、見守りサービス手数料を社会福祉協議会が負担しています(町補助金有)。</p>	社会福祉協議会

1 安全な暮らし、みんなにやさしい住環境の形成

災害時等の支援活動への協力意向については、第1期計画アンケート調査より「協力できる」「ある程度、協力できる」と回答した人は 59.2%でした。今回の結果では、同じ回答について 65.5%と増加しており、地域住民の間には一定の支え合い意識があることがうかがえます。一方で、「協力できないと思う」「心身の状況等で協力は難しい」とする人も3割以上おり、年齢や健康状態、家庭状況などにより、支援活動への関わり方に差が生じている状況がみられます。

《災害時等の支援活動への協力意向》



住民アンケート調査

また、災害時の避難場所については、「知っている」と回答した人が 76.5%と比較的高い一方で、約2割は「知らない」としており、すべての住民に十分に周知されているとは言えない状況にあります。災害時に確実な避難行動につなげるためには、避難場所や避難経路に関する継続的な情報提供が必要です。

町では、高齢者等の災害時に支援を必要とする方を対象とした、災害時避難行動要支援者名簿を作成しています。役場内の関係課に専用相談窓口を設置し個別相談に応じるとともに、名簿登録者に個別避難計画の作成を支援することで、平常時から避難支援等関係者と情報共有することにつながります。個別避難計画は令和6年度までに55名の方が作成しています。

また、犯罪被害者等への支援として、令和7年度から、被害者や遺族等が受けた被害による経済的負担の軽減を目的とした見舞金支給事業や、犯罪被害により転居を余儀なくされた場合の転居費助成金支給事業を実施しています。

高齢者や障がい者等を対象にした地域の住環境整備施策としては、冬季間の除雪対策事業をはじめ、各種外出支援施策について、町の情勢を反映させた見直しを行いながら継続しています。

これらの結果を踏まえると、安全で誰もが安心して暮らせる住環境を形成するためには、住民一人ひとりの防災意識や備えを高めるとともに、地域や行政が連携した支援体制の重要性を共有し、災害時に支援を必要とする人を取り残さない仕組みづくりを進めていくことが求められています。

【取り組みの方向性】

- 緊急時に支援を必要とする人(重度の要介護認定者、障がい児・者、難病患者、一人暮らし高齢者、75歳以上のみの世帯等)の把握をはじめ、緊急時の避難支援体制の充実、交通事故や犯罪被害を未然に防ぐための関係団体と一層の連携を図ります。
- 除雪対策や免許返納した人等への交通手段の確保を図り、町民が生涯を安全に安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

【具体的な取組内容】

①緊急時(災害時など)に備えた対策

事業名	具体的な取組	担当課
災害時避難支援相談窓口	災害時の避難支援について、担当課に相談窓口を設置しています。	防災安全課 介護・福祉課 健康づくり課
避難行動要支援者名簿登録事業	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について名簿を作成し、その活用を促進します。	防災安全課 介護・福祉課 健康づくり課
福祉安心電話サービス事業	ひとり暮らしで不安、高齢者二人で不安といった理由から、年齢に関係なく加入でき、緊急時における安全と毎日の安心の確保を図ります。近隣に住む協力員や関係機関と連携しながら加入者支援のネットワークを構築し、地域における安心とふれあいの醸成を図ることを目的としています。なお、設置費用が必要です。	社会福祉協議会

②地域安全対策の推進(防犯・消費者被害防止)

事業名	具体的な取組	担当課
相談窓口紹介ネットワーク事業	高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、生活における悩み事の解消や、さまざまなトラブルの未然防止に向けて、関連団体や関係各課と連携し、啓発活動等を実施しています。 啓発リーフレットやグッズの配布は約 300 件行っています。	産業振興課
更生保護、保護司、再犯防止支援	活動場所の提供や研修会開催時の支援を行っています。	介護・福祉課
犯罪被害者等支援	犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図ることを目的に、見舞金を支給します。 また、犯罪被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者及び遺族の経済的負担の軽減を図ることを目的に、転居費助成金を支給します。	介護・福祉課

③住環境の充実

事業名	具体的な取組	担当課
要援護者除雪対策事業	ひとり暮らし及び高齢者・障がい者世帯で、除雪作業に従事できる家族等が町内に居住していない方で、低所得の方を対象に、玄関先の除雪を支援する事業です。	介護・福祉課 社会福祉協議会

④安心して外出できる環境の整備

事業名	具体的な取組	担当課
外出支援サービス事業	<p>移動や車両乗降に支援を要する状態(車いす、寝たきり等)にある概ね 65 歳以上の方を対象に、移送用車両による外出支援を行います。実施機関は社会福祉協議会です。介護保険施設等への入退所及び通所、医療機関への通院、その他の用事を目的とした移動に対応しています。</p>	<p>介護・福祉課 社会福祉協議会</p>
お出かけ支援タクシー利用料金助成事業	<p>高齢者及び障がい者の自立支援と保健福祉の推進を図るため、医療機関受診や買い物、公衆浴場への移動のためにタクシーを利用した際の料金(小型初乗り運賃)を助成します。</p> <p>対象は、70 歳以上の方、または身体障がい者手帳1～2級を所持した低所得の方です。</p>	<p>介護・福祉課 社会福祉協議会</p>
高齢者入浴サービス助成事業	<p>65 歳以上の独居又は高齢者のみ世帯で、低所得の方を対象に、町内の公衆浴場の入浴券を配布することで、町民の交流を促進し、高齢者の健康増進を図ります。</p>	<p>介護・福祉課</p>

基本目標4 より良い地域福祉の体制づくり

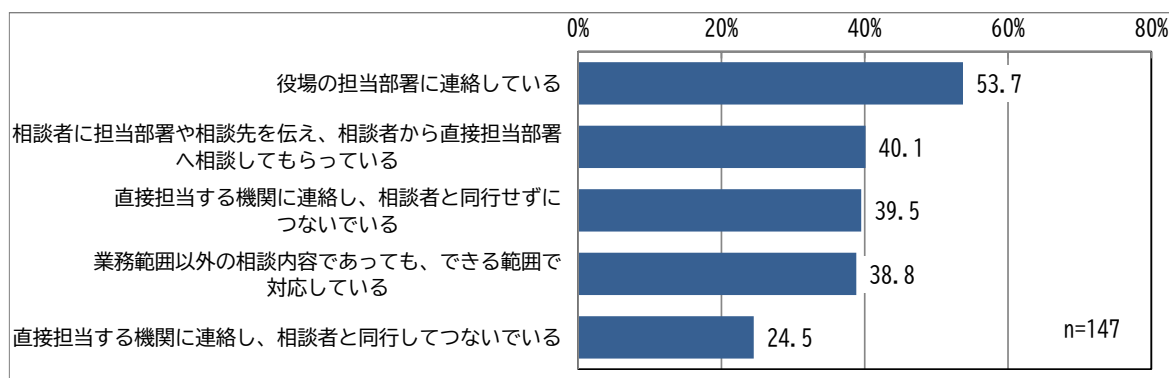
基本目標4

より良い地域福祉の体制づくり

1 質の高い支援のための連携体制の強化・充実

事業所調査によると、業務範囲外の相談が寄せられた場合でも、「役場の担当部署に連絡している」(53.7%)、「相談者に担当部署や相談先を伝え、相談者から直接担当部署へ相談してもらっている」(40.1%)、「直接担当する機関に連絡し、相談者と同行せずにつないでいる」(39.5%)など、多くの事業所が関係機関と連携しながら対応しており、分野を超えた支援を意識した取組が行われている状況がうかがえます。一方で、「業務範囲以外の相談内容であっても、できる範囲で対応している」との回答も 38.8%あり、事業所が個別に負担を抱えながら対応している実態も見られます。

《業務範囲以外の相談への対応(上位)》



地域関係者意識調査

他の相談機関や施設との連絡・連携については、「円滑であると感じる」と回答した事業所が63.9%と6割以上を占めているものの、「円滑であると感じない」とする事業所も約3割存在しています。連携が円滑でない理由としては、「連絡先の業務に関する知識が乏しいため、連絡しづらい」(43.2%)が最も多く、次いで「連携先と日頃から交流がない」(27.3%)、「連携に必要な相談機関や施設等の資源が地域に少ない」(18.2%)が挙げられています。このことから、関係機関の役割や業務内容に対する理解不足や、平時からの関係づくりの不足が連携の課題となっていることが分かります。

町では、保健・医療・福祉・介護連携を目指し、救急医療情報キット配布事業を実施しています。救急搬送時に迅速な情報共有を図ることを目的に、令和6年度は271名が登録しています。

また、地域包括ケアシステムの推進を目指し、令和4年度から地域包括支援センターを公立病院に委託して連携を強化しています。そのほか、地域福祉の拠点として、町中心部から離れた有戸地区の老人憩いの湯の開設(週2回)に加え、65歳以上の低所得の方を対象に、町内1か所の公衆浴場の入浴券を配布することで、健康増進と交流の促進を目指しています。

このように、質の高い支援を継続的に提供していくためには、関係機関の業務内容や役割を共有する仕組みづくりを進めるとともに、平時からの情報交換や顔の見える関係づくりを通じて、連携しやすい体制を整えていくことが重要な課題となっています。

【取り組みの方向性】

- 町民の多岐にわたる生活課題に専門組織が重層的かつ効果的に関わる連携体制と地域福祉拠点の機能強化を図り、質の高い支援を通じて、町民に寄り添う包括的な地域福祉を展開していきます。

【具体的な取組内容】

①保健・医療・福祉・介護連携の強化

事業名	具体的な取組	担当課
在宅医療介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的なサービス提供を行います。その一環として、多職種連携研修会等を開催しています。	介護・福祉課
救急医療情報キット配布事業	65歳以上の高齢者や障がい者を対象に、救急搬送時に医療情報及び緊急連絡先等を共有する手段として救急キットを活用することで、在宅医療と救急医療の連携を図ります。	介護・福祉課
地域ケア個別会議	医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、ボランティアなど地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、具体的な支援策を検討します。	介護・福祉課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待防止対策の充実を図るため、上北児童相談所などの関係機関・団体と連携し、個別に支援が必要な家庭や児童への取組を行います。 具体的な取組として、児童虐待の発生予防、早期発見、再発防止のための関係機関との連携強化、妊産期から子育て期までの包括的な支援、定期的な会議の開催により、適切な保護や支援を実施します。	健康づくり課

②地域包括ケアシステムの推進

事業名	具体的な取組	担当課
地域包括支援センターの機能強化	介護保険法に基づき地域包括支援センターにおける包括的支援事業及び在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、認知症高齢者見守事業の実施について、公立野辺地病院に委託しています。	介護・福祉課

③地域福祉拠点の機能強化

事業名	具体的な取組	担当課
有戸はまなすふれあいセンター老人憩いの湯	町中心部から離れた有戸地区の高齢者の介護予防活動や生きがい対策を目的に、有戸地区はまなすふれあいセンターにて週2回(月・木曜)の老人憩いの湯を開設しています。	介護・福祉課 社会福祉協議会
老人福祉センター管理		
健康増進センター施設管理	健康増進センターは健康づくり拠点施設としての機能をもち、乳幼児健診、総合健診、介護予防サークル等、全世代を対象に各種事業を展開しています。 令和7年10月からは、こども家庭センターふわふわを開設し、妊娠・出産・子育てに関する困りごとや心配ごとを抱える方に対して、専門職が切れ目ない支援を提供しています。	健康づくり課
こども家庭センターふわふわの運営		

第5章 野辺地町再犯防止推進計画

第5章 野辺地町再犯防止推進計画

1 計画の趣旨

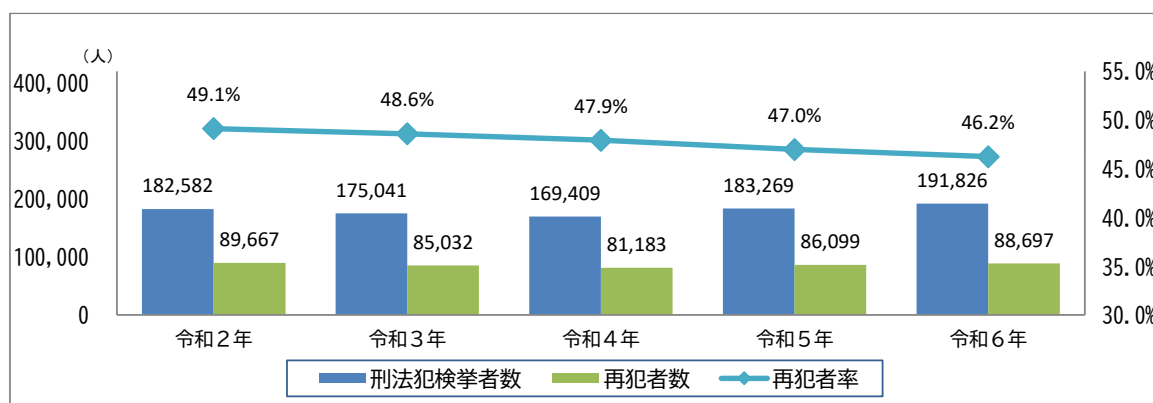
我が国の刑法犯の認知件数は、平成14年のピークに対し様々な対策を進めた結果、徐々に減少しています。しかし、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者(以下、「犯罪をした者等」という。)等の立ち直りを支援する厚生保護や再犯防止施策は、国の刑事施策として行われてきており、町では、郡保護司会による更生保護サポートセンターの設置・運営への支援や、「社会を明るくする運動」への参画などにおいて協力しています。

しかしながら、犯罪をした者等の中には、薬物事犯者や高齢者・障がい者等の福祉による支援が必要な者、住居や就労先を確保できないまま、矯正施設を出所する者など、様々な生きづらさを抱えた結果、再び犯罪を行う者＝再犯者が存在し、少子化による年少人口の減少と高齢者人口の増加に伴い、検挙人数に対する少年割合は減少しているものの、高齢者の割合が増加しています。

青森県の再犯者率は全国平均より低いものの、近年は40%半ばの状態が続いており、犯罪をした者等の地域生活への定着に向けた支援の必要性が増しています。

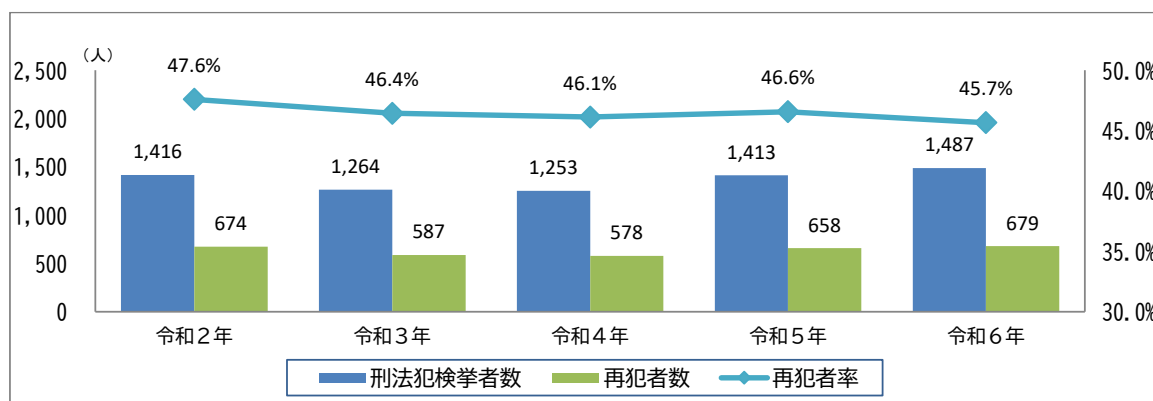
町では、犯罪をした者等の社会復帰の支援を促進するとともに、安全・安心な地域づくりに寄与することを目的に、地域福祉計画の見直しに合わせ、「野辺地町再犯防止推進計画」を策定しました。

《全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率》



出典：警察白書

《青森県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率》



出典：警察白書

2 計画の位置づけ

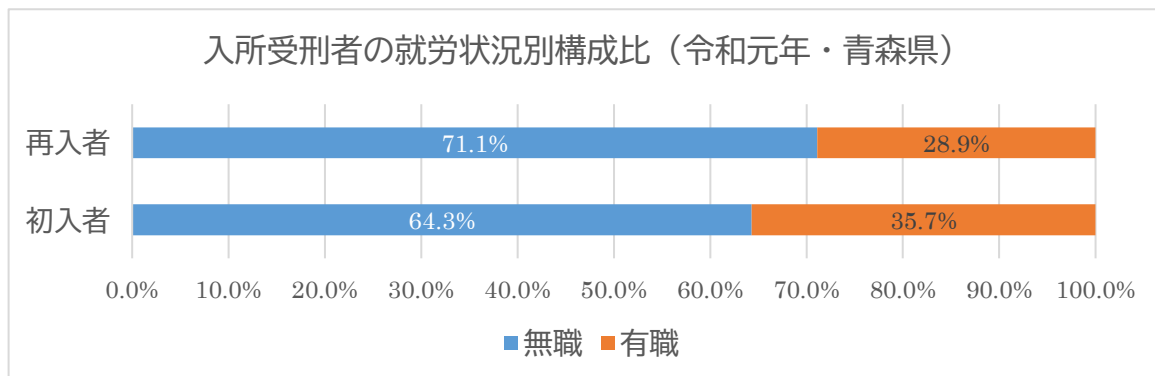
本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定し、計画の対象者は、犯罪をした者等のうち支援が必要な者とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、始期及び終期を野辺地町地域福祉計画に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 野辺地町の現状と課題

青森県では、県内の再犯者の約7割が犯行時に無職であること、人口比での協力雇用主数が全国43位と低い水準であること、高齢犯罪者の割合が高いことなどが課題として挙げられています。また、野辺地町のアンケート調査からは、以下の地域傾向と課題等が見えてきます。



（令和2年犯罪白書）

【保護観察終了時に無職である者の数及びその割合
（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
保護観察終了人員 （職業不詳の者を除く）	164人	146人	114人	109人	122人
うち保護観察終了時に 無職である者の数	65人	69人	58人	43人	49人
保護観察終了時に 無職である者の割合	39.6%	47.3%	50.9%	39.4%	40.2%

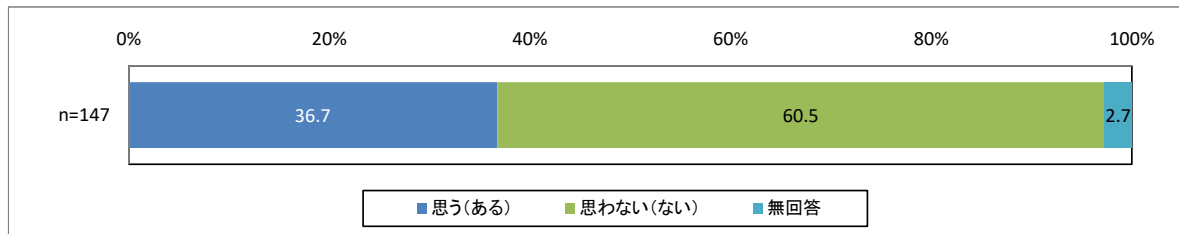
（法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供資料）

【野辺地町地域関係者アンケート調査より】

○知識不足からくる協力者へのためらい(地域関係者アンケート調査 問16)

住民の 60.5%が立ち直り支援への協力を「思わない」と回答していますが、その主たる理由は「どのように接すればいいかわからない」(64.0%)、「協力の方法が分からない」(55.1%)です。平時から正しい知識を普及していくことが重要になっています。

《再犯防止活動への協力意向》

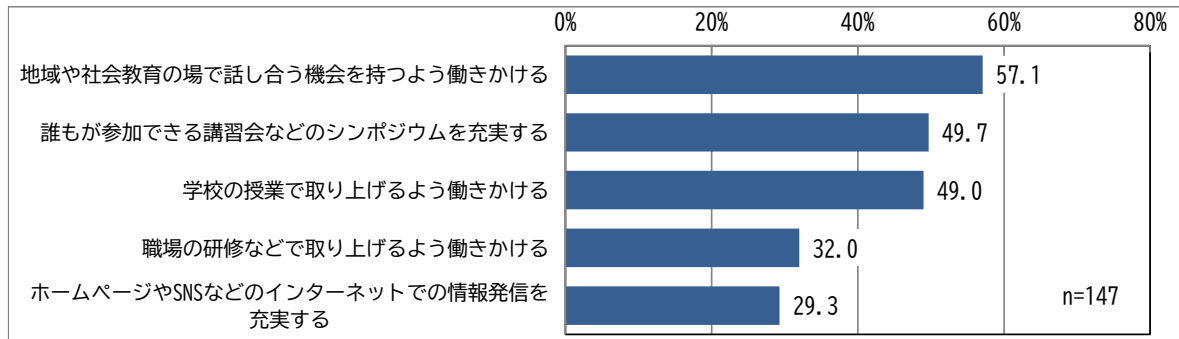


地域関係者意識調査

○住民の「学びたい」という高い意欲(地域関係者アンケート調査 問17)

町に求める取組として、「地域や社会教育の場で話し合う機会を持つよう働きかける」(57.1%)や「誰もが参加できる講習会などのシンポジウムを充実する」(49.7%)が上位を占め、住民が予防や共生生活について学ぶことに前向きであると考えられます。

《再犯防止の理解や関心を深める町の取組み(上位)》

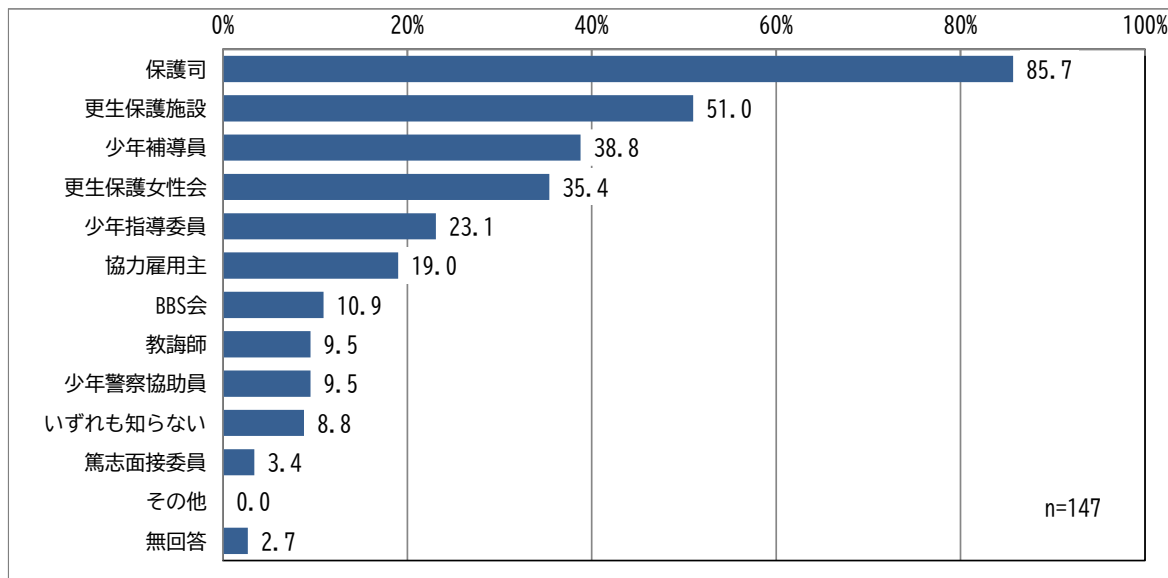


地域関係者意識調査

○支援の担い手への期待と課題(地域関係者アンケート調査 問 15)

「保護司」の認知度は 85.7%と非常に高い一方で、立ち直りの鍵となる「協力雇用主」の認知度は19.0%に留まっています。いざという時に機能する支援体制を維持するためには、これらの担い手への理解を平時から促進することが重要になっています。

《再犯防止に協力する民間協力者の認知度》

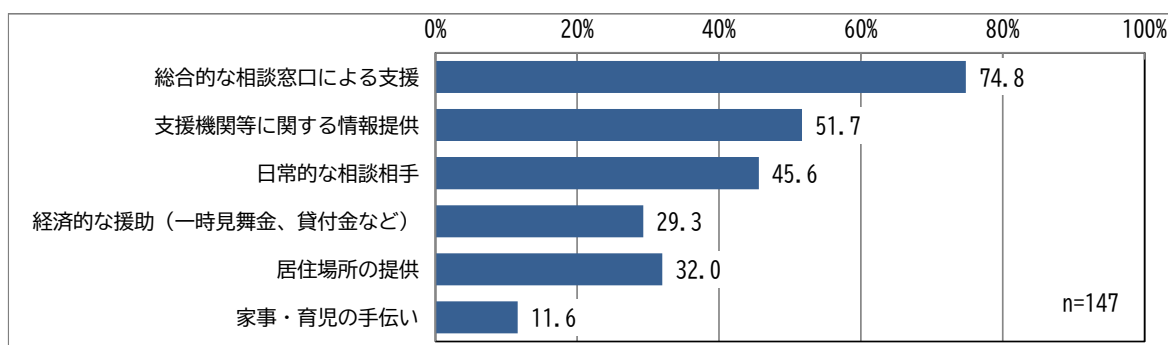


地域関係者意識調査

○犯罪被害者支援への強いニーズ(地域関係者アンケート調査 問 19)

犯罪の発生状況に関わらず、住民の 74.8%が「総合的な相談窓口」の設置を求めていると思われる、被害者に寄り添うセーフティネットの構築が必要と考えられます。

《犯罪被害者等への支援策(上位)》



地域関係者意識調査

5 重点課題に基づく具体的な取組

(1)連携体制の整備、民間協力者の活動促進、広報・啓発

犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動を行っている保護司や、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、その他多くの民間ボランティアの方が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために活動しています。犯罪をした者等の社会復帰においては、孤立することがないように、町民の理解と協力を得て、地域社会全体で包み支え合うソーシャルインクルージョンの考え方が必要です。しかし、保護司の高齢化、地域ボランティアの減少、再犯防止に関する施策等が身近ではない等の問題があります。町民に対し、地域ボランティアの存在や活動を促進し、周知するとともに、その広報・啓発活動の推進等を行うことが必要となります。

取組1:犯罪予防・共生社会のための啓発事業の展開

目的

犯罪を未然に防ぐ意識を高めるとともに、将来、支援が必要となった場合に備え、地域社会の理解という土台を築いていきます。

取組内容

- ①「社会を明るくする運動」などの全国的な活動と連携し、広報活動を強化していきます。また、7月の「再犯防止啓発月間」には、町の広報媒体(広報誌、ウェブサイト、SNS)を活用した特集などの取組を行います。

取組2:未来に備える連携体制の維持・強化

目的

対象者が出たときに備え、平時からの地域のセーフティネットを担う関係機関との連携を維持し、その活動基盤を整備していきます。

取組内容

- ①青森保護観察所及び野辺地地区保護司会との定期的な情報交換会の開催、国の動向や他地域の事例を学び、町の施策として検討していきます。また、町民からの認知度も高い野辺地地区保護司会の活動を支援し、その知見を町の予防活動等に生かしていきます。
- ②保護司が地域で活動しやすくなるよう、町の公共施設(公民館、福祉会館、市民センター等)を面接や研修の場として提供します。
- ③町の地域福祉計画における「ワンストップ相談窓口」を活用し、福祉、保健、司法などが連携するネットワークを維持・強化していきます。これにより、将来、複合的な課題を抱える支援対象者が発生した場合に、迅速かつ包括的に対応できる体制を整備していきます。

(2)就労・住居の確保

犯罪をした者等が再び刑務所に入所した際(再犯時)に無職者は約7割にのぼり、有職者の再犯率と比べても高いという結果が出ています。再犯リスクを軽減するためには安定した就労が重要です。また、刑務所等から出所しても適当な住居が確保されていない場合も多く、これらの者は比較的短期間のうちに再犯に至るケースも多くなっています。これらを踏まえると、再犯防止には、就労・住居の確保と支援が必要となります。

取組3:協力雇用主制度の理解促進

目的

再犯防止の鍵となる就労支援について、まずは制度の理解者を増やすことを目指します。

取組内容

協力雇用主制度の役割や、国の就労支援策(コレワーク等)について広報等で周知を行うよう努めます。

取組4:住宅確保に関する情報提供

目的

住居確保が困難な人々が利用可能な制度の情報を整理・提供していきます。

取組内容

- ①町営住宅への入居における配慮や、住宅確保のために必要な各種制度について関係機関や町民への周知を行います。
- ②刑余者等の町営住宅への入居条件の拡大を検討していきます。

取組5:子ども・若者の健全育成と予防教育の推進

目的

将来の地域社会を担う子どもたちが、規範意識を持ち、困難を抱えた他者を排除しない心を育むことを目指します。

取組内容

- ①学校との連携を強化し、非行防止教室等の開催を検討していきます。
- ②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、問題を抱える児童生徒への早期支援体制を整備していきます。

6 分野横断的な取組

町では、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図ることを目的とした見舞金の支給や、犯罪被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者及び遺族の経済的負担の軽減を図ることを目的に、転居費の助成金を支給しています。また、関係機関と連携し被害者の相談・支援体制の整備を強化していきます。

取組6:犯罪被害者等支援ワンストップ相談窓口の開設

目的

犯罪の発生は予測不可能であるため、いつ誰が被害に遭っても、町が寄り添い、支えられるセーフティネットの整備を行います。

取組内容

住民の74.8%が最も必要としている「総合的な相談窓口」を役場(介護・福祉課等)に開設することを検討していきます。また、窓口の業務としては、警察、あおもり被害者支援センター等の専門機関と連携し、情報提供から精神的ケアの紹介などを行います。

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 推進体制の構築

(1) 庁内の連携強化、進捗調査の実施

本計画の円滑な推進のため、担当課を中心に関係各課と連携して取り組みを実施するとともに、毎年度、計画の進捗状況を調査します。

(2) 「野辺地町包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会」の開催

本計画がより効果的に推進できるよう、「野辺地町包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会」を定期的に開催します。

(3) 協働体制の強化

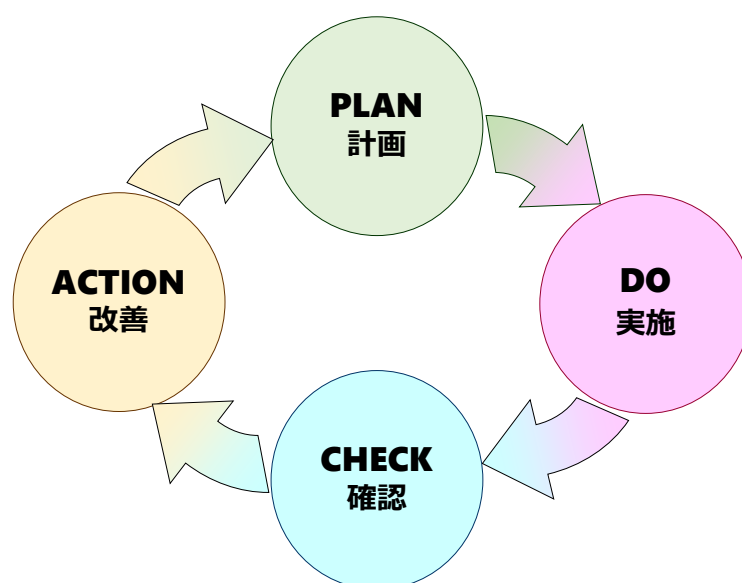
本計画の推進にあたって町民、地域、社協、事業所、関係機関・団体が主体的に活動できるよう、情報の共有と協働体制の強化を図ります。

(4) 地域福祉の気運醸成

地域福祉活動が地域全体に広がるよう、当町及び社協の広報やホームページ、各団体等を通じて、計画の周知と意識啓発を行います。また、町民一人ひとりが地域福祉の担い手である意識啓発を行い、地域福祉の気運を醸成していきます。

2 計画の点検・評価・推進体制

「野辺地町包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会」において、計画の進捗状況調査結果の点検及び評価を行い、PDCAサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行っていきます。



3 評価指標の設定

地域福祉に関する多くの事業はすぐに効果や成果が表れるものではなく、わかりやすい定量的な目標設定が難しい分野です。一方、5年間の施策推進の成果を確認することは重要です。

本計画は事業の進捗状況などに基づき、5年間の施策推進の成果を確認します。

【第1期地域福祉計画からの評価】

評価指標	基準 (令和2年)	目標値	実績 (令和6年)
●福祉への関心度 福祉に対して「強い関心がある」+「まあまあ関心がある」人の割合	70.2%	増加	62.4%
●ワンストップ（丸ごと）相談窓口の設置	未設置	令和6年度中に設置	令和6年設置
●共助への参加意欲 町内や地域の活動に「参加したい」+「できる範囲で参加したい」人の割合	39.3%	増加	36.9%
●避難行動要支援者の個別避難計画作成人数	未作成	増加	55人
●成年後見制度利用人数	7人	増加	6人 ※1
●老人憩いの湯の運営	2か所	継続・充実	2か所 ※2
●子ども家庭総合支援拠点の運営	1か所	継続・充実	1か所 ※3

※1 青森県の統計人口より市町村別利用者数。

※2 老人憩いの湯として1か所は継続。もう1か所は、町内の公衆浴場を利用する入浴サービス券を発行することで高齢者の健康増進と触れ合いの機会としている。

※3 令和7年10月から名称をこども家庭センターに変更。

さらに、第2期計画では、上位計画である「第6次野辺地町まちづくり総合計画後期基本計画」における各福祉施策の指標との整合性を図り、下記のとおり評価指標を見直します。これらの評価指標をもとに、事業の進捗状況等に基づき、5年間の施策推進の成果を確認するとともに、意識や行動の変容等にも着目しながら総合的に評価していきます。

【第2期計画 評価指標】

評価指標	単位	現状値 (令和6年)	目標値 (令和12年)
地域福祉団体	団体/年	16	18
人権教室の開催回数	回/年	5	5
包括ケア会議開催数	回/年	2	2
産前・産後ケア事業延べ利用回数	回/年	9	10
教育相談や療育等の専門機関へ紹介した件数	件/年度	14	16
介護予防教室開催団体数	団体数/累計	8	10
認知症サポーター数	人/累計	1,407	1,700
生活支援体制整備事業協議体開催数	回/年	2	4
地域生活支援事業移行者数	人/累計	0	3
就労サービスの利用者割合	%	58	57
ヘルプマーク所持者延べ数	人/累計	100	150
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数（障がい者自立支援協議会）	回/年	2	2

參考資料

参考資料

1 野辺地町包括福祉ケア会議設置要綱及び高齢者福祉対策部会委員名簿

○野辺地町包括福祉ケア会議設置要綱

平成十四年十二月十二日

告示第六十四号

(目的)

第一条 野辺地町に在住する児童、障がい者及び高齢者の多様なニーズに対応し、各種サービスの調整を行うとともに支援施策等の環境づくりを総合的に推進することを目的とする。

(平一六告示一五・平三〇告示七三・一部改正)

(野辺地町包括福祉ケア会議の設置)

第二条 前条の目的を達成するため、野辺地町包括福祉ケア会議（以下「包括ケア会議」という。）を設置する。

(平一六告示一五・一部改正)

(業務)

第三条 包括ケア会議は、次に掲げる業務を行う。

- 一 子育て支援計画、障がい者基本計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。
- 二 介護保険事業に対する苦情対策に関すること。
- 三 子どもを健やかに生み育てる環境づくりの推進に関すること。
- 四 高齢者の介護予防・生活支援事業の調整及び推進に関すること。
- 五 介護サービスの確保と提供に関すること。
- 六 身体拘束ゼロ運動に関すること。
- 七 養護老人ホームの入所判定（以下「入所判定」という。）に関すること。
- 八 入所判定に対する疑義の審査に関すること。
- 九 障がい者支援制度の推進と介護保険制度との調整に関すること。
- 十 その他児童、障がい者及び高齢者福祉対策に関すること。

2 野辺地町地域包括支援センター運営協議会に関すること。

(平一六告示一五・平一七告示六九・平二一告示四八・平三〇告示七三・令元告示六〇・令七告示七〇・一部改正)

(委員及び任期)

第四条 包括ケア会議は、委員三十名以内をもって組織し、次の各号の中から町長が委嘱する。

- 一 野辺地町医師会長
- 二 野辺地町歯科医師会長
- 三 野辺地町に勤務している薬剤師から一名
- 四 野辺地町に勤務している柔道整復師から一名
- 五 野辺地警察署刑事生活安全課長
- 六 上北保健所長が推薦する者一名
- 七 北部上北広域事務組合野辺地消防署長
- 八 北部上北広域事務組合公立野辺地病院院長
- 九 野辺地町社会福祉協議会会長

- 十 野辺地町に所在する私立保育園又は私立幼稚園長から一名
- 十一 野辺地町立小学校長及び野辺地中学校長から一名
- 十二 野辺地町連合 PTA から一名
- 十三 野辺地町に所在する居宅介護サービス事業施設長から一名
- 十四 野辺地町に所在する施設介護サービス事業施設長から一名
- 十五 野辺地町の介護保険利用者家族から一名
- 十六 野辺地町の介護保険第一号被保険者から一名
- 十七 野辺地町の介護保険第二号被保険者から一名
- 十八 野辺地町自治会連合協議会長
- 十九 野辺地町身体障がい者福祉会長
- 二十 野辺地町に所在する障がい者福祉関係施設から一名
- 二十一 保健師又は看護師から一名
- 二十二 野辺地町副町長
- 二十三 健康づくり課長
- 二十四 学識経験者三名以内

- 2 委員の任期は、前項各号の職に在る期間とする。ただし、第三号、第四号、第十号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号、第十六号、第十七号、第二十号、第二十一号及び第二十四号委員の任期は、二年とし、任期の途中の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。

(平一七告示六九・全改、平一九告示二五・平一九告示四〇・平二〇告示一九・平二一告示四八・平二四告示二二・平三〇告示七三・令元告示六〇・令五告示一一九・令七告示七〇・一部改正)

(会長及び副会長)

第五条 包括ケア会議に会長一名及び副会長一名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とし、その再任を妨げない。
- 3 会長及び副会長の任期は、二年とする。
- 4 任期の途中で会長及び副会長に欠員が生じた場合は、第二項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長の任務は、次のとおりとする。
 - 一 包括ケア会議を総理する。
 - 二 必要に応じて包括ケア会議を招集する。
 - 三 包括ケア会議の議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(平一六告示一五・平三〇告示七三・一部改正)

(会議)

第六条 包括ケア会議は、委員の過半数をもって成立する。

- 2 包括ケア会議の表決は、出席委員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 会長は、第三条各号に規定する事項の情報収集や課題等の解決のため、第四条各号の委員以外に関係者の出席を求めることができる。

(入所判定委員会)

第七条 養護老人ホームの入所者判定を行うため、入所判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

2 判定委員会は、入所判定委員（以下「判定委員」という。）及び参与をもって構成する。但し、参与は委員長の要請があった場合に限り出席するものとする。

3 判定委員の定数は、十名以内とし、町長が委嘱する。

4 参与は、少子・高齢化対策を所管する課（以下「主管課」という。）の担当職員、調査員及び委託医師とする。

5 判定委員会に委員長一名及び副委員長一名を置くこととし、判定委員の互選とする。

6 判定委員会の委員長、副委員長及び判定委員の任期は、二年とし、任期の途中の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。

7 任期の途中で委員長及び副委員長に欠員が生じた場合は、第五項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員長の職務は、次のとおりとする。

一 判定委員会を総理する。

二 必要に応じて判定委員会を招集する。

三 判定委員会の議長となる。

四 入所判定結果を速やかに主管課の課長（以下「主管課長」という。）に報告しなければならない。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

10 その他、判定委員会に必要な事項は、別に定める。

(平一六告示一五・平二一告示四八・平三〇告示七三・令七告示七〇・一部改正)

(障がい者福祉対策部会)

第八条 包括ケア会議からの付帯事項の検討及び障がい者福祉の向上を図るため障がい者福祉対策部会を設置する。

2 障がい者福祉対策部会の構成員は、障がい者福祉、保健、医療、その他障がい者福祉に必要な関係者の中から、町長が委嘱する。

3 障がい者福祉対策部会に部会長一名及び副部会長一名を置くこととし、選任については、障がい者福祉対策部会の構成員の互選とする。

4 障がい者福祉対策部会の部会長、副部会長及び委員の任期は、二年とし、任期の途中の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。

5 任期の途中で障がい者福祉対策部会の部会長及び副部会長に欠員が生じた場合は、第三項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

6 障がい者福祉対策部会の部会長の職務は、次のとおりとする。

一 障がい者福祉対策部会を総理する。

二 必要に応じて障がい者福祉対策部会を招集する。

三 障がい者福祉対策部会の議長となる。

四 障がい者福祉対策部会で検討された事項は、速やかに主管課長に報告しなければならない。

7 障がい者福祉対策部会の副部会長は、障がい者福祉対策部会の部会長を補佐し、障がい者福祉対策部会の部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

8 主管課長は、障がい者福祉対策部会から報告された事項を包括ケア会議に報告し、意見を求めなければならない。

9 その他障がい者福祉対策部会に必要な事項は、別に定める。

(平一七告示六九・追加、平二一告示四八・平三〇告示七三・一部改正、令三告示一〇六・旧第九条繰上)

(高齢者福祉対策部会)

第九条 包括ケア会議からの付帯事項の検討及び高齢者福祉の向上を図るため高齢者福祉対策部会を設置する。

2 高齢者福祉対策部会の構成員は、高齢者福祉、保健、医療、その他高齢者福祉に必要な関係者の中から、町長が委嘱する。

3 高齢者福祉対策部会に部会長一名及び副部会長一名を置くこととし、選任については、高齢者福祉対策部会の構成員の互選とする。

4 高齢者福祉対策部会の部会長、副部会長及び委員の任期は、二年とし任期の途中の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。

5 任期の途中で高齢者福祉対策部会の部会長及び副部会長に欠員が生じた場合は、第三項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

6 高齢者福祉対策部会の部会長の職務は、次のとおりとする。

一 高齢者福祉対策部会を総理する。

二 必要に応じて高齢者福祉対策部会を招集する。

三 高齢者福祉対策部会の議長となる。

四 高齢者福祉対策部会で検討された事項は、速やかに主管課長に報告しなければならない。

7 高齢者福祉対策部会の副部会長は、高齢者福祉対策部会の部会長を補佐し、高齢者福祉対策部会の部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

8 主管課長は、高齢者福祉対策部会から報告された事項を包括ケア会議に報告し、意見を求めなければならない。

9 その他高齢者福祉対策部会に必要な事項は、別に定める。

(平一七告示六九・追加、平二一告示四八・平三〇告示七三・一部改正、令三告示一〇六・旧第十条繰上)

(専門部会)

第十条 包括ケア会議で必要と認めた場合は、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会の構成員、定数及び業務等は、その都度、包括ケア会議で定める。

3 部会に部会長一名を置くこととし、構成員の互選とする。

4 部会に必要に応じて副部会長一名を置くことができる。この場合の選任は、第三項を準用する。

5 任期の途中で部会長及び副部会長が欠けたときは、第三項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

6 部会長の職務は、次のとおりとする。

一 部会を総理する。

二 必要に応じて部会を招集する。

三 部会の議長となる。

四 部会の決定事項は、速やかに主管課長に報告しなければならない。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

8 主管課長は、部会から報告された事項を包括ケア会議に報告し、意見を求めなければならない。

9 部会は、目的を達成した場合は、包括ケア会議の議決をもって解散するものとする。

(平一六告示一五・一部改正、平一七告示六九・旧第八条繰下、平三〇告示七三・旧第十一条繰下、令三告示一〇六・旧第十二条繰上)

(その他)

第十一条 子ども・子育て支援に関することは、子ども・子育て支援法に基づき設置される子ども・子育て会議に対し、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

2 高齢者に対する個別支援及びケアマネジメントの質の向上に関することは、介護保険法に基づき設置される地域ケア個別会議に対し、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

(令三告示一〇六・追加)

(事務局)

第十二条 包括ケア会議の事務局は、主管課に設置し、庶務を行う。

2 事務局長は、主管課長とする。

(平一七告示六九・旧第九条繰下、平三〇告示七三・旧第十二条繰下、令三告示一〇六・旧第十三条繰上)

(委任)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、包括ケア会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

(平一七告示六九・旧第十条繰下、平三〇告示七三・旧第十三条繰下、令三告示一〇六・旧第十四条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成十五年一月一日から施行する。

(野辺地町地域ケア会議設置要綱の廃止)

2 野辺地町地域ケア会議設置要綱は、廃止する。

前 文 (抄) (平成一六年三月一八日告示第一五号)

平成十六年三月二十四日から適用する。

前 文 (抄) (平成一七年五月一二日告示第三五号)

平成十七年五月一日から適用する。

前 文 (抄) (平成一七年一月一七日告示第六九号)

平成十七年九月一日から適用する。

附 則 (平成一九年三月三〇日告示第二五号)

この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。

前 文 (抄) (平成一九年五月二八日告示第四〇号)

平成十九年六月一日から適用する。

附 則 (平成二〇年三月三一日告示第一九号)

この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。

前 文 (抄) (平成二一年四月一日告示第四八号)

平成二十一年四月一日から適用する。

前 文 (抄) (平成二四年三月三〇日告示第二二号)

平成二十四年四月一日から適用する。

附 則（平成三〇年八月一日告示第七三号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年七月二二日告示第六〇号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。

附 則（令和三年十一月一日告示第一〇六号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和三年六月十八日から適用する。

附 則（令和五年一〇月一日告示第一一九号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和七年四月二一日告示第七〇号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の野辺地町包括福祉ケア会議設置要綱の規定は、令和七年四月一日から適用する。

高齢者福祉対策部会計画策定委員会

第10条第2項 高齢者福祉対策部会の構成員は高齢者福祉、保健、医療、その他高齢者福祉に必要な関係者の中から包括ケア会議で推薦し、町長が委嘱する。

令和8年3月31日現在

	機 関 等 名 称	役 職	氏 名	備考
委 員	野辺地町社会福祉協議会	主任主査	小又 郁美	
	社会福祉法人 福祉の里	支援相談員	棟方 喜美子	
	介護老人保健施設えぼし	介護支援専門員	齋藤 大樹	
	社会福祉法人 吉幸会 特別養護老人ホーム 野辺地ホーム	施設長代理・生活相談員	能登 由加	
	公立野辺地病院	副総看護長・地域医療連携室看護長	秋田 美紀子	
	野辺地町民生児童委員協議会	会長	蛸名 進一	
	社会福祉法人 愛の園	理事長	蛸名 克子	
	近藤の杜	管理責任者	亀田 俊彦	
	野辺地町老人クラブ連合会	会長	長濱 竹美	
	野辺地町介護・福祉課	認定調査員	福田 和子	
	野村接骨院	柔道整復師	野村 英敏	
	野辺地町町民課	課長	富吉 卓弥	
	野辺地町健康づくり課	課長	木明 修	
	事 務 局	野辺地町介護・福祉課	課長	飯田 貴子
野辺地町介護・福祉課		総括主任保健師	秋元 詩帆	
野辺地町介護・福祉課		総括主査	木村 孝平	
野辺地町介護・福祉課		主事	和田 一希	

2 計画の策定経過

年月日	会議等	概要
令和6年11月13日(水) ～12月6日(金)	町民アンケート調査の実施	
令和6年11月13日(水) ～12月6日(金)	事業所意識調査の実施	
令和7年10月29日(水) ～11月13日(水)	第1回 野辺地町包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会	地域福祉計画骨子案について
令和8年2月13日(金) ～2月19日(木)	第2回 野辺地町包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会	地域福祉計画(素案)について
令和8年1月26日(月) ～2月6日(金)	パブリック・コメント(意見公募)の実施	
令和8年3月	計画を町議会に報告	



野辺地町

野辺地町第2期地域福祉計画

発行日 令和8年3月

発行者 野辺地町 介護・福祉課

住 所 〒039-3131

青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1

TEL:0175-64-2111 (代表) FAX:0175-64-8518